

令和2年度国の施策に対する

重点提案・要望

令和元年6月

千葉県

提案・要望

千葉県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国は現在、本格的な人口減少社会の到来や、経済・社会のグローバル化など、これまでに経験したことのない時代の変化の中にあります。

こうした中、本県では「暮らし満足度日本一」を基本理念に掲げ、安全で豊かな暮らしの実現、千葉の未来を担う子どもの育成、経済の活性化と交流基盤の整備に資する取組を着実に推進しているところです。

また、本県は、東京湾アクアライン、圏央道、成田国際空港、幕張メッセや風光明媚な観光資源、全国に誇れる農林水産物など、これからの我が国の経済をけん引することができる様々な資源や魅力を数多く有しています。

さらに、来年は東京2020オリンピック・パラリンピックの8競技が県内で開催され、県内経済の活性化はもとより、本県の魅力を世界にPRする絶好の機会が巡ってきます。

本県を取り巻く環境の変化を新たな活力として取り込みつつ、本県の魅力を更に磨き上げ、次世代を担う若者が活躍できる環境・基盤づくりを進めることが、本県、そして我が国全体を大きく発展させ、次の時代への飛躍につながるものと確信しております。

このような観点から、本県の県政運営上、国との連携が特に重要な事項に関する提案・要望を取りまとめました。

国の施策立案に当たり、これらの提案・要望の趣旨を実効性ある形で反映していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和元年6月

千葉県知事

森田健作

目次

1 防災対策の推進

- (1) 災害対応への財政支援等 1
 - ①地震・津波対策に係る財政支援等
 - ②医療機関の耐震化の促進
 - ③私立学校施設の耐震化の促進
- (2) 災害に強い社会基盤整備 8
 - ①国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮対策及び耐震化の促進
 - ②河川・海岸等における津波・耐震・水害対策の推進
 - ③水門操作に係る安全性の確保に対する財政支援
 - ④土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査費の地方負担の軽減
 - ⑤水防災意識社会再構築ビジョン等の取組実施に係る地方負担の軽減
 - ⑥道路ネットワークの機能強化
 - ⑦災害に強い森林づくりの推進
- (3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保 17
 - ①福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処
 - ②事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理
 - ③子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

2 暮らしの安全・安心

- (1) 治安基盤の強化 21
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現 23
- (3) 地方消費者行政充実のための国の支援 25

3 医療・福祉の充実

- (1) 医療の充実 27
 - ①医師の養成・確保対策の推進
 - ②医療体制の充実
 - ③将来の医療需要に対応した医療機能の確保促進
- (2) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立 33
- (3) 介護人材の確保・定着対策の推進 35

4 環境対策の推進

- (1) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進 37

(2) PCB廃棄物の適正処理の推進	39
(3) 地球温暖化対策の国・地方の役割分担を踏まえた財源配分	42
(4) 再生可能エネルギーの適切な導入に向けた制度設計と運用	44

5 子育て支援の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営の充実に対する財源措置と保育士の確保	48
(2) 子どもの医療費助成制度の創設	51
(3) 児童虐待防止体制の充実	52

6 教育現場への支援の充実

(1) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための教職員等の体制強化	54
(2) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化	57
(3) 私立学校の運営等に対する支援策の充実	59

7 成田国際空港の機能強化及び観光立県の推進

(1) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上	61
(2) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進	65

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力の強化に関する支援等の拡充	67
(2) 一般海域における洋上風力発電の適切な導入等に向けた制度設計と運用	69
(3) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実	71
(4) 働き方改革の積極的な推進	73
(5) 外国人材の受入れ・共生への対応	75
・外国人材の適正・円滑な受入れ	
・多文化共生社会の実現	

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援	79
①新規需要米等の需要拡大及び支援制度の見直し	
②国営造成農業水利施設の保全対策制度の見直し及び農業農村整備事業当初予算の確保	
③有害鳥獣等の対策強化	
④担い手の減少や労働力不足への対応の強化	

⑤東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化	
(2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援	90
(3) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮	91
(4) 水産資源の適切な管理	92
①TAC法に基づく太平洋クロマグロの漁獲管理に関する円滑な運用と支援策の充実	
②サンマ・サバなどの国際漁業資源の管理強化	

10 活力ある県土の基盤づくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進	95
(2) 北千葉道路の早期整備	97
(3) 第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの早期具体化	98
(4) 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実	99
・東京外かく環状道路の建設推進	
・富津館山道路等の4車線化	
・京葉道路の渋滞対策の推進	
・東京湾岸道路の整備推進	
・国道16号千葉柏道路の早期具体化	
・銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備促進	
・重要物流道路に係る地方公共団体への支援等	
(5) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進	103
(6) 社会資本整備の推進と適正な維持管理	106
①地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実	
②連続立体交差事業の推進	
③河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進	
④利根川及び江戸川の治水対策の推進	
⑤社会資本の整備や老朽化対策等の推進	
(7) 九十九里浜における侵食対策の推進	113
(8) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の充実	115
(9) 公共交通機関の充実・確保	117
①JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及びJR京葉線の輸送力増強	
②東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実	
③ホームドアの整備による転落防止対策の促進	

11 地方分権の推進

【参考】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功及び本県の更なる発展に向けた要望事項について	124
---	-----

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 災害対応への財政支援等

提案・要望先 内閣府、総務省
国土交通省、文部科学省
千葉県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】

①地震・津波対策に係る財政支援等

【具体的な提案・要望内容】

- 1 S-net観測データの津波避難情報として配信等について財政的・技術的支援を図ること。なお、将来的には、国が責任をもってS-netのデータを活用したより詳細な地域ごとの津波浸水域・浸水深、到達時間等の詳細な津波情報の配信を推進すること。
- 2 防災の観点から、避難所・避難場所となる防災拠点や公共施設への無料公衆無線LANの一層の整備の促進を図るため、「公衆無線LAN環境整備支援事業」等の財政措置を継続・拡充すること。
- 3 「首都直下地震対策特別措置法」に基づき県と市町村が策定する「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」の推進を図るための具体的な財政上の措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 国は、東日本大震災を教訓に、千葉県から北海道の東日本沿岸の太平洋の海底に地震・津波計（S-net）を設置し、観測を開始した。

津波から身を守るためには、地震・津波発生時に自分自身で判断し、迅速かつ適切に避難行動を開始し、安全な場所に避難することが重要である。その際、詳細かつ正確な津波情報は、住民等の津波避難を支援し、津波被害を軽減させる。

しかしながら、現在の津波警報・注意報は、千葉県沿岸を千葉県九十九里・外房、千葉県内房、東京湾内湾の三区分で津波高と到達時間が発表されるが具体的な津波避難情報としては不十分である。

そこで、本県では、平成30年度にS-netの観測データを基に詳細な津波情報を沿岸市町村に配信する「千葉県津波浸水予測システム」を整備し令和元年度には配信市町村の拡大を予定している。
- また、公衆無線LANは、ICTインフラの中でも災害に強く、電話回線が輻輳（ふくそう）のために利用できない場合でも、効果的に情報を受発信できる通信手段であることから、避難所等の防災拠点において、公衆無線LAN環境を整備することは重要となっている。

国は、災害時において公衆無線LANによる情報伝達手段を確保するため、「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を策定し、令和元年度までの整備目標数として約3万箇所を設定し、防災拠点となる避難所・避難場所等における整備を推進しているところである。

本県においても、国の「公衆無線LAN環境整備支援事業」の活用等により、避難所・避難場所等における整備は着実に進んでいるが、一層の整備促進を図るためには、令和2年度以降も、国による財政措置を継続するとともに、機器の設置に伴う運営費用も補助対象とする等の拡充が必要である。

- さらに、本県全域は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域に指定され、地震防災対策を迅速に推進することが求められている。しかしながら、同法では、都県や市区町村が「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」を作成し、必要な防災対策事業を実施していくこととなるが、事業の実施に必要な財政措置が講じられていない。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 災害対応への財政支援等

提案・要望先 厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

②医療機関の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度について、「医療施設耐震化臨時特例交付金」に準じた見直し（補助基準額、対象床面積、基準単価及びI s 値の引き上げ、病床削減要件等）を図ること。

【直面している課題・背景】

- 本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、平成30年9月時点で実施率は約76%にとどまっている。

現在は「医療施設等耐震整備事業」のみの運用となっており、平成30年度に基準額が増額されたものの、耐震化にかかる事業者の費用負担が大きいことなどを理由に、整備が進まない状況である。

- また、現在の「医療施設等耐震整備事業」では、補助対象がI s 値0.4未満の二次救急医療施設、I s 値0.3未満の病院などに限られており、耐震性が不十分とされるI s 値0.6未満であるにもかかわらず、整備事業の対象とならない医療機関もある。

なお、過去事業である「医療施設耐震化臨時特例交付金」では、I s 値0.6未満の二次救急病院の整備が進んでいた。

【参考1：医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	医療提供体制施設整備交付金 (医療施設等耐震整備事業)	医療施設耐震化臨時特例交付金 (平成27年度に終了)
補助実績 (件)	H26:1 (②)、H27:1 (③)、H28:1 (②) H29:0、H30:0 ※公立は対象外	H25:5、H26:6、H27:2 (すべて②) ※公立も対象
対象	①Is 値 0.6 未満の救命救急センター等 ②Is 値 0.4 未満の二次救急医療施設 ③Is 値 0.3 未満の病院	耐震性が不十分であると証明された 建物又は Is 値 0.6 未満の建物 ①災害拠点病院・救命救急センター ②二次救急病院
基準面積 及び単価 ・補助率	①2,300 m ² ×40,300 円/m ² (※) (※) 補強が必要と認められるもの ②、③2,300 m ² ×191,400 円/m ² 補助率はいずれも 1/2	①8,635 m ² ×276,000 円/m ² 補助率 0.7 ②8,635 m ² ×165,000 円/m ² 補助率 0.33~0.6 ※病床削減等の補助要件あり

【医療施設耐震化臨時特例交付金 別表補助基準等】

区分	基準額	補助対象経費	補助率
A 耐震化整備指定医療機関 のうち、災害拠点病院または救命救急センター	1 病院あたり 8,635 m ² ×276 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.7
B 耐震化整備指定医療機関 のうち、知事が特に必要と認める二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m ² ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.6
C 耐震化整備指定医療機関 のうち、知事が必要と認める二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m ² ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.33
D 平成24年度以降に耐震化整備指定医療機関に指定された二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m ² ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.5

【医療施設耐震化臨時特例交付金 交付条件 (病床削減要件)】

(第6条(1) 抜粋)

病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率について、過去3ヵ年(平成21年度までに知事が補助事業を実施すると決定した医療機関にあっては、平成18年から平成20年)の病床利用率の平均が80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を千葉県医療審議会病院部会の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

【参考2：耐震状況調査(H30.9.1現在)全287病院のうち耐震性がない病院69の内訳】

	全て耐震性なし	一部耐震性なし	耐震診断未実施
救命救急センター (1)		1 (0.3未満)	
二次救急病院 (38)	2 (0.4以上)	12 (0.4未満4、0.4以上8)	24
それ以外の病院 (30)	2 (0.3未満1 0.3以上1)	4 (0.3未満0、0.3以上4)	24

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 災害対応への財政支援等

提案・要望先 文部科学省
千葉県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】

③私立学校施設の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

私立学校施設の耐震化に必要な予算（非構造部材やブロック塀等も含む）を十分確保すること。また予算の確保にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 国庫補助率の引上げを行うこと。
- ・ 補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
- ・ 採択漏れのないようにすること。

【直面している課題・背景】

- 私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることなどから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。
- 千葉県の私立学校における平成30年4月1日現在の耐震化率は、85.6パーセントとなっており、特に私立幼稚園の耐震化率は80.5パーセントと低く、取組が遅れている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、補助制度の一層の拡充が必要である。

【参考】私立学校の耐震化率（H30.4現在）

単位：%

	千葉県（私立）	全国平均（私立）	千葉県（公立）
幼稚園	<u>80.5</u>	90.4 (幼保含む)	99.0
小学校	100.0	97.8	99.7
中学校	95.5	96.3	
高校	94.2	88.8	100.0
合計	<u>85.6</u>	90.3	99.7

- 認定こども園や保育所に対する補助率は原則 1 / 2 であるのに対し、私立学校の耐震化に対する国の補助率は原則 1 / 3 となっており、学校法人の負担が大きいことから均衡を図る必要がある。
- 国の耐震改築における補助単価については、年々増額されているところであるが、実際の改築単価とは乖離が大きく、私立学校の負担が大きくなっている。
- 幼稚園の耐震改築や非構造部材の耐震化については、補助事業の採択漏れとなるケースが多いことから、希望するすべての私立学校が安全対策を確実に実施できるよう、十分な予算の確保が必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

①国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮対策及び耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区は、ゼロメートル地帯を背後に抱えており、その中には都市機能が存在するため、高潮による被害を受けた場合、甚大な影響が及ぶ。水門、排水機場及び護岸の耐震性の確保を含め、大規模改修が必要となる箇所については、直轄事業として早急に整備を図ること。

【直面している課題・背景】

- 千葉港海岸船橋地区では、背後地の都市化が進展し企業の立地及び人口の集積化が顕著かつ公的重要施設の立地も図られているところだが、背後にゼロメートル地帯を抱えているため、高潮から人命や財産を防護する海岸保全施設の重要性が非常に高い地区となっている。
- 防護区域には、住宅地だけでなく市役所、消防署等の官公庁施設をはじめ、主要交通施設、大型商業施設があり、人口集積度が高いため、被災した場合には社会経済活動に重大な影響を及ぼす。
- しかしながら、多くの海岸保全施設が昭和40年代に築造され老朽化や地盤沈下が著しいことから、耐震性の確保を含め早急な施設改修が喫緊の課題となっている。
- また、政府の地震調査会による「今後30年以内に震度6弱以上で揺れる確率」では85%を示されており、切迫している状況である。
- 現在、本県にて高潮対策事業を実施しているが、水門、排水機場及び護岸の大規模改修には膨大な事業費及び高度な技術力が必要なため、直轄事業として早急な対応が必要である。

【参考：千葉港海岸船橋地区 直轄事業化箇所図】



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省、農林水産省
千葉県担当部局 国土整備部、農林水産部

【提案・要望事項名】

②河川・海岸等における津波・耐震・水害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 津波・耐震対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの施設の早急な整備が必要であり、多大な事業費を要することから、必要な予算措置を講じること。
- 2 普通河川における津波・耐震対策について、ゲートや機場等の付帯施設も含めて、財政的支援を可能とするような仕組みを早急に講ずること。
- 3 水害対策を一層推進させるために必要な予算の確保を継続的に行うこと。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を踏まえて順次整備事業を進めているところである。また、これに併せて各種施設の耐震対策にも取り組んでいる。
- 津波・耐震対策のためには、港湾・海岸・河川・漁港等の多くの施設において整備が必要となる。復興事業終了後においても堤防の被覆化、水門・陸閘の自動化や遠隔化、九十九里沿岸以外の津波対策など、今後も多くの予算を必要としていることから、事業費をどのように確保するかが大きな課題である。
- 普通河川は、地方分権の流れの中で国から市町村に譲与されたものであるが、津波を想定した国の財政支援制度がないため、地方自治体による津波対策に支障を来している。
- 平成25年10月に発生した台風26号により、本県の多くの河川が氾濫したことや、近年、頻発・激甚化する災害を踏まえ、河川整備の一層の推進が求められている。こうした中、本県の河川整備率は約58%（平成29年度末時点）と今後も整備の必要があり、このための継続的な予算確保は大きな課題であるが、国の重点配分箇所該当しない河川は予算配分が極めて少ない。

【参考：九十九里浜沿岸の津波対策（位置図）】



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

③水門操作に係る安全性の確保に対する財政支援

【具体的な提案・要望内容】

津波被害を最小限に抑えるため、津波発生時に迅速、かつ、確実に水門を閉鎖し背後地の浸水被害を防止するとともに、水門操作員の安全を確保するため、既設の水門の自動閉鎖や遠隔操作等の改良を速やかに行う必要があることから、国として海岸保全施設と同様に河川の既設水門の改良について、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災において、水門の閉鎖作業に携わった消防団員等が相次いで津波に巻き込まれ尊い命を落としたことから、現状では、水門操作の確実性と作業の安全性が確保されているとは言い難い。また国は、「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」を平成23年6月24日に施行し、「海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖などの改良」を規定したところである。
- 県では、河川、海岸に設置されている水門等の自動化や遠隔操作化等の改良に一部着手した。

しかし、現在これらの改良を推進するための国の財政的支援は、海岸保全施設等に限られ、対策の完了までには長期間を要する。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

④土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査費の地方負担の軽減

【具体的な提案・要望内容】

都道府県が実施する基礎調査に係る国費率を引き上げること

【直面している課題・背景】

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止の対策を講じるため、県が地形や土地の利用状況などを調査する基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を土砂災害警戒区域等として指定している。
- 千葉県では、土砂災害のおそれがある箇所が約1万箇所と多いことから、がけ地の人家が多い箇所や崩落履歴がある箇所などの基礎調査を優先的に進め、これまでに約9割の調査を終えたところである。県では、引き続き、早期区域指定に取り組んでいくこととしている。
- また、令和元年度以降は、既に区域指定がなされた箇所において、地形の改変等が行われているかどうかを確認し、必要に応じて区域指定の変更を行うこととしており、今後も引き続き基礎調査を実施するための費用が必要な状況である。
- しかしながら、基礎調査に要する費用の3分の2を県が負担しているところであり、県の負担が大きいことから、基礎調査の確実な進捗のため、財政支援が必要な状況にある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 国土整備部

【提案・要望事項名】

⑤水防災意識社会再構築ビジョン等の取組実施に係る地方負担の軽減

【具体的な提案・要望内容】

県が実施する水防災意識社会再構築ビジョン等に基づく、ハード・ソフト対策に係る交付金の緩和、地方負担に対する起債充当、特別交付税の充当など財政支援の拡充を図ること。

- ・ソフト対策 浸水想定区域図の作成等に係る財政支援
- ・ハード対策 危機管理型ハード対策等の実施に係る財政支援

【直面している課題・背景】

- 本県では、国が進めている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、「千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設定し、令和3年度までの5ヶ年間で実施する取組をハード・ソフト一体的、総合的に推進しているところである。
- ソフト対策については、水害リスクを的確に把握するために、水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定を順次実施している。また、高潮についても想定し得る災害規模の高潮を前提とした高潮浸水想定を実施し、公表したところであるが、今後、高潮特別警戒水位の設定や周知海岸の指定が急務である。
- ハード対策については、粘り強い構造の堤防整備や、堆積土砂・樹木撤去などの河川の機能維持等の危機管理型ハード整備にも、大きな財政負担があり、財政的支援が必要である。
- 国では、平成30年12月に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定したが、防災のための重要インフラや国民経済・生活を支える重要インフラの機能維持は、長期にわたることから、継続した財政支援が必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

⑥道路ネットワークの機能強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏における緊急輸送道路の基幹として、広域的な救援・救護活動や救援物資の輸送等に重要な役割を担う首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備を推進すること。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に資する道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等を推進するとともに、必要な予算の確保を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災では、高規格幹線道路等は、救援・救護活動や救援物資の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところである。切迫する首都直下型地震等の大規模な自然災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、緊急事態における対応力の向上を図るためには、圏央道など高規格幹線道路網の整備により代替性や多重性を確保し、県土の強靱化を図る必要がある。
- また、近年の災害の激甚化により全国で甚大な被害が頻発している状況を踏まえ、国では平成30年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、道路においては法面・盛土対策や無電柱化などに集中的に取り組むとしたところである。県においても、災害に強い道路の整備を進めるため、これまで以上に、緊急輸送道路の改築や橋梁の耐震補強、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 災害に強い社会基盤整備

提案・要望先 農林水産省

千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

⑦災害に強い森林づくりの推進

【具体的な提案・要望内容】

災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策及び海岸保安林の再生整備に必要な予算措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 山地災害対策及び海岸保安林の再生については、平成29年度の震災復興特別会計の終了に伴い、整備の遅れが懸念されたものの、平成30年度においては、緊急的な治山対策を推進するための補正予算措置がなされたことから、概ね計画どおりに整備を進められたところである。
- しかし、近年、集中豪雨等による山地災害が多発し、早期の崩壊地の復旧が求められていることに加え、崩壊危険地の予防的整備についても、県内の山地災害危険地区2,896カ所のうち、着手済みの地区は1,356カ所（着手率47%）にとどまっており、災害防止の観点から早急な実施が課題となっている。
- また、将来予想されている千葉県東方沖地震などの発生に備えるため、津波による潮害及び松くい虫の被害等により荒廃した海岸保安林を早期に復旧することが求められており、今後約210haの整備を行う必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省
千葉県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】

- ①福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処

【具体的な提案・要望内容】

除染等の措置により生じた除去土壌の処分については、国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基準を早急に策定するとともに、同法の基本方針で示す最終処分場の確保等を国が責任を持って行うこと。

また、策定された基準に従い自治体が行う処分に係る費用については、国が負担すること。

【直面している課題・背景】

- 「放射性物質汚染対処特措法」では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国が必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。
しかしながら、処分の基準が未だ策定されず、各自治体が大量の除去土壌を一時保管せざるを得ない状況となっている。
- また、同法の基本方針で、国が責任を持って行うとされている最終処分場の確保等は実現していない。
- 処分基準に従い、除去土壌を一時保管している自治体が行う処分に係る費用については、国が負担する必要がある。

【参考1：国の除去土壌処分基準の検討状況】

「除去土壌の処分に関する検討チーム」により、福島県外の除染等の措置により生じた除去土壌の埋立の処分方法について検討されている。

平成30年夏から埋立処分の実証事業が行われ、その結果を踏まえ、施行規則及びガイドラインを作成するとされている。

平成31年3月15日に上記検討チームの第4回が開催され、実証事業の中間とりまとめ（案）が示された。

【参考2：県内の除去土壌（96,923 m³、1,688箇所）の保管状況】

	保管量	箇所数		保管量	箇所数
松戸市	6,024 m ³	299	我孫子市	13,592 m ³	174
野田市	5,434 m ³	25	鎌ヶ谷市	566 m ³	13
佐倉市	1,668 m ³	23	印西市	7,994 m ³	278
柏市	45,914 m ³	614	白井市	663 m ³	34
流山市	15,068 m ³	228			

※ 各施設内や、市が設置した仮置き場などに、保管されている。

※ 県保管分（約7,000 m³）は、各施設の所在市の保管量に含まれている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省、農林水産省

千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部

【提案・要望事項名】

②事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村等が保管している指定廃棄物を、国の責任において、安全・安心かつ速やかに処理を行うこと。なお、指定廃棄物の保管費用等は、国が引き続き、責任をもって負担すること。
- 2 放射性物質濃度が8,000Bq/Kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 指定廃棄物について

- 国は、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質を含む廃棄物について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく取組を進めているところである。
- しかし、指定廃棄物の処理については、長期管理施設の詳細調査候補地が提示されたものの、調査に入れない状況であり、県民の不安はいまだ払拭されていない。

2 放射性物質濃度が8,000Bq/Kg以下の廃棄物について

- 放射性物質濃度が8,000Bq/Kg以下の廃棄物については、一定の処理基準を守った上で、既存の最終処分場で安全に処分できるとされている。
- しかし、現状は周辺住民の不安などにより、依然として最終処分が難しい状況であり、特に農林業系副産物は、生産者の敷地に保管されている事態が長期化している。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

③子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

【具体的な提案・要望内容】

子ども被災者支援法に基づく基本方針により、疾病罹患動向の把握など具体的な取組を、国の責任のもと、着実に実施すること。

【直面している課題・背景】

- 平成24年6月に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、国は平成25年10月に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を閣議決定した。
- この基本方針により、国は放射線による健康への影響調査、医療の提供等について、福島県及び福島近隣県の被ばく線量の推計・把握・評価を行うこととされ、さらに平成27年8月に基本方針が改定され、福島県及び本県を含む福島近隣県における疾病罹患動向の把握等に取り組むとされた。
- 本県では、汚染状況重点調査地域である9市のうち、6市において住民の健康影響への不安軽減のため、甲状腺検査等が実施されている。
- 国は「福島県内外での疾病罹患動向の把握に関する調査研究」を平成27年度より実施しているところであり、今後とも本調査及びその結果を踏まえた取組が進められていく必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

2 くらしの安全・安心

(1) 治安基盤の強化

提案・要望先 警察庁、総務省、財務省
千葉県担当部局 警察本部、防災危機管理部

【提案・要望事項名】

治安基盤の強化

【具体的な提案・要望内容】

1 多様化する警察事象への対応

- (1) 我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応し、テロ等の事態対処能力を強化するため、人的・物的基盤を強化すること。
- (2) サイバー空間の脅威に的確に対処するため、人的・物的基盤を強化すること。
- (3) 子供の安全を守るための取組を一層推進するため、人的・物的基盤を強化すること。

2 消防機関におけるテロ災害への対応

化学剤等を使用したテロ災害に対応するため、各種資機材の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

1 多様化する警察事象への対応

- I S I L (いわゆる「イスラム国」) は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、テロ組織や過激主義者らは、インターネットを活用し過激思想を広めて構成員を勧誘し、日本国内においてもその影響を受け、I S I Lへの支持を表明する者が存在するなど、我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる。テロ対策の要諦はその未然防止といえ、国際海空港を擁する本県は、先進的な警備システムの導入による水際対策を強化するほか、効果的な装備資機材の整備や専門部隊の配置により、テロ対処能力を一層強化する必要がある。
- 情報化が著しい昨今において、近年、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が頻発するなど、その脅威は深刻化している。急速に進歩している情報通信技術やサイバー攻撃に的確に対処するため、産官学の連携を一層推進するほか、高度な技術的知見を有する人材の確保や育成、最新の電子機器に対応できる資機材の充実を図る必要がある。

- 近年、子供が被害者となる重大事案が社会の不安を増大させ、行政機関等に対し強く被害の未然防止が求められている。特に、児童虐待事案については、被害児童の早期発見と安全確保を最優先とした、適時適切な対応を早急に講ずる必要があり、国・自治体・関係機関が密接に連携することが喫緊の課題となっている。

2 消防機関におけるテロ災害への対応

- 我が国においてテロの脅威が現実のものとなる中、化学剤等を使用したテロ災害に対する消防機関の対応能力の強化が喫緊の課題となっている。

特に、国際海空港を擁する本県の消防機関においては、検知、防護、除染、応急処置の各分野において資機材を更に充実していく必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

2 くらしの安全・安心

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現

提案・要望先 内閣官房、警察庁、国土交通省
千葉県担当部局 警察本部

【提案・要望事項名】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の安全かつ円滑な進行と良好な治安の確保に向け、ソフトターゲットにおける先進的な警備システムの導入や民間警備員の配置等の働き掛けを行うとともに、官民合同による訓練などを推進し、警戒警備に万全を期すこと。
- 2 大会関係者等の円滑な輸送と都市活動の安定を確保するため、交通需要マネジメントを展開すること。

【直面している課題・背景】

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、県内の幕張メッセ及び釣ヶ崎海岸が競技会場となるほか、成田国際空港を利用して本県には、多くの要人、選手団、外国人観光客等の来訪が見込まれる。

また、県内各地では事前キャンプや関連イベントの開催など、本大会開催前からパラリンピック終了まで、長期間かつ広範囲にわたる警戒警備に万全を期すためには、警察の総力を挙げた対応が不可欠であるが、警察による対応には限界がある。

そのため、大会の安全かつ円滑な進行と良好な治安の確保に向け、競技会場だけでなく、「ソフトターゲット」と呼ばれる不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等において、先進的な警備システムの導入や民間警備員の運用、官民合同による訓練の実施などが必要である。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、一般交通に加え大会関係車両がORN（オリンピック・ルート・ネットワーク）を走行することにより、平時に発生している渋滞がさらに延伸することが予想されており、県内関係者からも心配する声が出ていることから、十分な時間をもって大会に向けた準備を進める上でも、より詳細かつ早急な情報提供が必要となる。

さらに、本県は、成田国際空港をはじめとする物流の基点となる国際海空港を擁することから、大会関係者及び観客の安全で円滑な輸送とあわせて、物流を含めた都市活動の安定を確保するため、国、都及び組織委員会が連携し、交通需要マネジメントを強力に推進していく必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

2 暮らしの安全・安心

(3) 地方消費者行政充実のための国の支援

提案・要望先 内閣府
千葉県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】

地方消費者行政充実のための国の支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、県及び市町村の消費生活相談体制の維持・拡充等に向けた支援を行うために必要な財源を確保すること。
- 2 相談員の資質向上、及び新たな相談員確保のため、地方の実状に即した実効性のある支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 情報化社会の進展や急速に進む高齢化など、経済・社会が変化する中、消費者問題は多様化・複雑化し、被害が深刻化している。特に、高齢者の被害は深刻であり、県及び市町村に寄せられる消費生活相談のほぼ4割を占めており、地域におけるきめ細やかな対応が必要となっている。
- そのため、本県では地方消費者行政推進交付金等を活用し、消費生活相談窓口の設置や拡充、消費生活相談員等のレベルアップなどに取り組んできたことにより、市の消費生活センターの設置数は、平成20年度の17箇所から31箇所に増加するなど、着実に成果を上げてきたところである。
- しかしながら、消費生活相談員の配置がないなど相談体制が不十分な市町村も依然として多い状況であり、相談体制が整備されている市町村も含め、相談体制の整備促進や維持・拡充をしていく必要がある。
- このような状況の中、平成30年度に続き、令和元年度も国からの交付金が大幅に削減される状況となっており、相談日の縮小を検討せざるを得ないなど現行の相談体制の維持すら困難になるといった深刻な声が多く、市町村から上がっている。
- 市町村では、消費生活相談体制を維持するため、相談員の人件費確保を優先することとなり、交付金の削減によって、消費者被害の未然防止に向けた消費者教育や広報・啓発事業の縮小や廃止など、必要な事業の実施が不可能となる恐れが危惧される。
- さらに、国が実施している相談員向けの研修については、開催地が限られていることから、遠隔地の市町村や相談員の人数が少ない市町村では、国の研修に参加させることが困難であり、相談員の資質向上に支障が生じている。

- また、全国的にも新たに相談員を目指す人材が不足しており、県内市町村でも相談員の人材確保に苦慮している現状であることから、相談員を目指す人材が増えるような広報啓発や、人材確保に資する新たな方策を、国全体として検討することが必要である。
- 以上から、相談体制の確保や拡充、消費者の自立を支援するための消費者教育の推進などの事業の継続的な実施に必要な財源の確保と、地方の実状に促した、新たな相談員の確保と資質向上のための支援を要望する。

【参考：地方消費者行政強化交付金の状況

(平成29年度までは地方消費者行政推進交付金)】

	当初予算（一般会計）	補正予算
平成27年度	30億円	20億円
平成28年度	30億円	20億円
平成29年度	30億円	12億円
平成30年度	24億円	11.5億円
令和元年度	22億円	

※実際の執行額は、当初予算に前年度の補正予算を合わせた額

例：令和元年度執行額 33.5億（当初22億＋前年度補正11.5億）

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省
内閣府
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

①医師の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療法及び医師法の改正を受け、県として医師確保対策の充実を図るため、地域医療介護総合確保基金（事業区分Ⅲ 医療従事者等の確保・養成のための事業）等の財政措置の拡充及び柔軟な運用を行うとともに、継続的に事業を実施できるよう、将来にわたり十分な財源の確保を行うこと。
- 2 医療法改正に基づき、地域医療対策協議会の協議を経て県が大学に要請できる臨時的な定員増（地域枠）に関する国への増員申請にあたっては、法や制度の趣旨に鑑み、別枠方式での選抜に移行する場合には、過去の実績ではなく、将来に向けた必要性において申請を認めること。
- 3 臨床研修病院の指定や定員の設定権限の都道府県への移譲にあたっては、事務が適正に行われるよう、これまで国で蓄積された知見の継承や技術的助言とともに、体制確保のための人員・財源措置に配慮すること。
- 4 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、入学定員の増員をさらに図ること。
- 5 新たな専門医制度について、国は日本専門医機構が都道府県に対して専門医に関する情報データベースの利用権限を与える等必要な情報提供を行うとともに、医療法改正に基づく都道府県からの意見を踏まえ、制度運営に反映するよう、国として積極的に働きかけること。
また、診療科ごとの医師偏在に対応するため、専門研修の領域別に都道府県ごとの定員設定を行うなど、実効性のある仕組みを構築すること。
- 6 医師の地域偏在対策として、医師多数区域から医師少数区域への医師派遣を促進するため、医師少数区域への医師派遣の実施を地域医療支援病院や特定機能病院等の要件とするなど、実効性のある誘導策について検討すること。

【直面している課題・背景】

- 本県においては、人口10万当たりの医師数が全国45位、医師偏在指標が全国38位であり、医師の絶対数の不足及び産科などの診療科偏在や地域偏在も続いていることから、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。
- 国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革

を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めており、それに対応するためには、国からの十分な財政支援措置、人的支援、技術的支援が欠かせない。

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律の衆議院附帯決議を受け、令和2年度から各大学は別枠での選抜による地域枠学生の確実な確保に向け準備を進めているが、国においては都道府県からの枠申請について、過去の充足実績を上限に申請を認めるとの方向性を示している。
- 医療法及び医師法の改正で、臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県に移譲されることになったが、都道府県は十分な知見を有していないことから、このままでは十分な対応ができないことが想定される。そのため、これまで国で蓄積された知見（マニュアル等）の継承や技術的助言などの支援が必要である。
- また、医師の質の向上と良質な医療の提供を目的とした新たな専門医制度の仕組みが円滑に運用されるためには、地域医療へ配慮した養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。
- 医師法改正により、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、国が都道府県の意見を聴いたうえで、機構に意見できることとされているが、機構には意見を反映させる努力義務が課せられているに過ぎないことから、都道府県の意見がしっかりと反映されるよう実効性のある仕組みが必要である。
- さらに、国では、医道審議会医師分科会医師専門研修部会において、令和2年度から都道府県別・診療科別に定員を設定する方向の提案をしており、偏在解消に向け効果的な手段と考えられる。
- 短期的な偏在対策として、医師が少ない地域でのインセンティブとなる認定制度が創設されるが、現状では対象として期待される例が極めて限定的であり、実効性を高めるためには、医師派遣を支える医療機関等に対する更なる経済的インセンティブが必要である。

【参考：千葉県の人口10万対医師数の推移】

	H16	H18		H20		H22		H24		H26		H28	
			増減		増減								
全 国	201.0	206.3	+5.3	212.9	+6.6	219.0	+6.1	226.5	+7.5	233.6	+7.1	240.1	+6.5
千葉県	146.0 (45位)	153.5 (45位)	+7.5	161.0 (45位)	+7.5	164.3 (45位)	+3.3	172.7 (45位)	+8.4	182.9 (45位)	+10.2	189.9 (45位)	+7.0

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

②医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 救命救急センター等に対し、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等の財政支援措置の充実を図ること。
- 2 ドクターヘリについて、出動の実績に見合った財政支援措置と、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、制度の拡充を行うこと。また、救命救急センターに対し、ドクターヘリの機能を補完するドクターカー等の整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を行うこと。
加えて、国において行われているドクターヘリの夜間運航に対する検討を進め、必要な施策を推進すること。
- 3 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金について、十分な予算の確保を行うこと。
- 4 首都直下地震など大災害に対する懸念が高まっている状況を踏まえ、災害拠点病院を補完する地域の2次救急医療機関の災害医療体制の整備に対し、災害拠点病院と同様の補助金等の財政支援措置を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターは、専門知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、また、今後働き方改革によりさらに医師の増員が必要となり、より不採算事業となりやすい。また、小児・周産期医療などの不採算事業も同様である。
その運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院の負担が課題となっている。
- ドクターヘリについて、平成28年度に基準額が増額されたものの、人件費の増や計器類の高騰等の実態に見合った運営費補助がなされていない。また、搭乗する医師・看護師が着用する装備、頻繁に入れ替えが必要な消耗品の整備等病院の負担が大きい。
- ドクターヘリとともに患者の円滑な搬送や現場での治療を行うためのドクターカー（ラピッドカー含む）を救命救急センターで有しているが、ラピッドカーなど補助金の対象になっていないものもある。

- ドクターヘリの夜間運航については、国における「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で主に安全面での課題の検討がなされており、引き続きその検討状況を注視していく必要がある。
(検討会で議論されている主な課題)
 - ・ 民間事業者に係る財政負担と要員育成に対する国レベルの支援が必要
 - ・ 運航可能な最低気象条件が昼間より厳しい
 - ・ 現場直近の着陸は安全確保が困難なため不可能
 - ・ 騒音対策（夜間は地域住民への配慮がより必要） 等

- 医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、医療機関から申請のあった基準額を満たしておらず、各事業に対する補助金を減額している状況にある。

- 災害時は、災害拠点病院だけでなく地域全体で対応することが求められるため、本県では、災害拠点病院や2次救急医療機関が連携して災害医療体制を整備しているが、災害拠点病院以外には補助制度がない。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項】

③将来の医療需要に対応した医療機能の確保促進

【具体的な提案・要望内容】

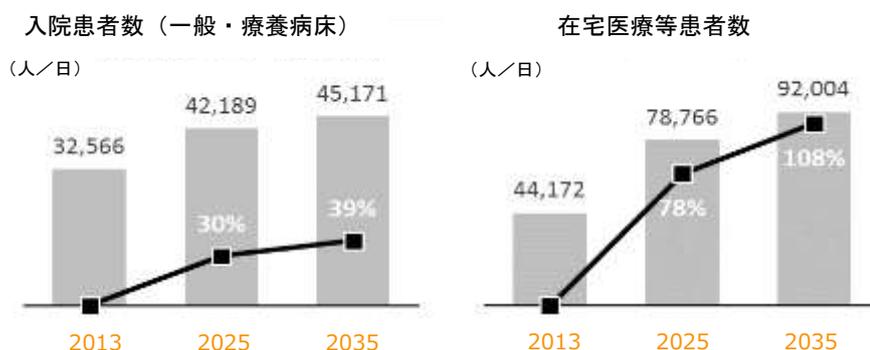
- 1 地域医療構想の実現を図るため、国においても引き続き、適切な診療報酬の設定等の総合的な取組を実施するなどの役割を果たし、在宅医療を含む医療提供体制の速やかな整備を推進すること。
- 2 医療機能別の入院患者数の推移や流出入の変化など、地域医療構想実現に向けた進捗状況の把握に必要なデータ提供を行うこと。
- 3 病床機能報告制度における病床機能について、より具体的かつ定量的な基準を定めること。

【直面している課題・背景】

- 2013年度から2025年にかけて、千葉県の入院患者数は約1.3倍、在宅医療等需要は約1.8倍に急増し、その後も2035年頃まで増加が続くと見込まれる。急速な高齢化やそれに伴う医療需要の変化は今後も続くことから、特に増加が見込まれる在宅医療体制の整備が重要になる。
- このため、本県においては、2015年度に地域医療構想を策定し、医療機関の自主的な取組を踏まえ、地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、その役割分担を促進するとともに、こうした取組を実効性のあるものとするため、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関の役割分担の促進や在宅医療の推進に必要な補助や、在宅医療従事者を含む必要な医療従事者の確保・定着に取り組んでいる。
- 一方で、地域の医療提供体制は、診療報酬等の国の定める制度に大きく影響されることから、将来にわたって対応可能な医療提供体制を構築していくためには、医療機関の自主的な取組や基金での誘導だけでは限界がある。
- また、2025年の必要病床数は、国から提供された2013年の医療需要や患者流出入に基づき推計がされているが、その後の変化を把握するためのデータ提供はなく、病床機能報告制度だけでは進捗状況の検証が十分に行えない状況にある。
- さらに、病床機能報告については、その報告基準は、年々具体化されてい

るものの、十分に定量的とは言えない。

【参考1：医療需要の将来推計（千葉県）】



出典：千葉県保健医療計画

【参考2：2025年における必要病床数と2017年度病床機能報告の結果との比較（千葉県）】

病床機能	必要病床数(2025)	病床機能報告(2017)	差
高度急性期	5,650 床	6,586 床	936 床
急性期	17,851	24,439	6,588
回復期	15,260	5,508	▲ 9,752
慢性期	11,243	11,014	▲ 229
計（休棟等含む）	50,004	48,954	▲ 1,050

【参考3：2013年と2025年における機能別医療需要の比較（千葉県）】

病床機能	2013年	2025年	増減
高度急性期	3,636 人/日	4,364 人/日	728 人/日
急性期	10,598	14,014	3,419
回復期	9,758	13,790	4,032
慢性期	8,564	10,018	1,454
入院需要 計	32,556	42,189	9,633
在宅医療等の需要	44,172	78,766	34,594
【再掲】訪問診療	26,366	49,853	23,487

※ 2013年は医療機関所在地ベース、2025年は患者住所地ベースの集計

※ 2025年の訪問診療の需要は、病床再編に伴う新たな需要2,372人/日を含む

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(2) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

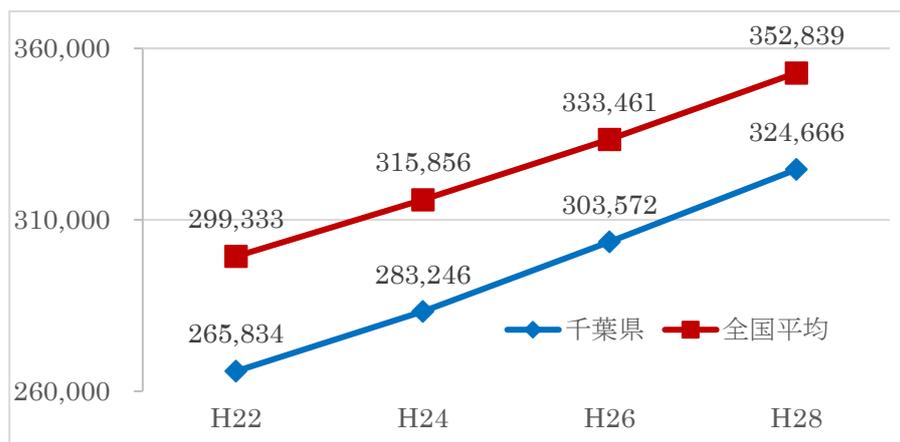
【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政支援の方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 被用者保険と比べ、特に子育て世帯の保険料負担が重いことから、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入など、子どもに対しても一律に適用されている保険料のあり方を見直すなどの措置を行うこと。
- 3 子ども医療費助成事業や重度心身障害者（児）医療費助成事業等の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。

【直面している課題・背景】

- 国が公費支援の拡充を行い、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化が平成30年度から実施されたが、他の医療保険制度に比べて、年齢構成が高いため医療費が高く、所得水準が低いため保険料負担が高い、国保の構造的な課題は全て解消したわけではない。
- 特に本県は、医療費が全国平均を上回る水準で伸びており、また高齢化が全国平均以上に進んでいることから、今後も同様の傾向が見込まれる。さらに近年における高額薬剤の使用増の影響などから、急速な国保財政の悪化が懸念される。
- また、国保は、被用者保険と異なり、保険料算定にあたり被保険者割を採用しており、所得のない子どもにも保険料は賦課されることから子育て世帯の保険料負担は重くなっている。
- 地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業にかかる国保の減額調整措置については、平成30年度から未就学児の医療費助成を対象とした措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

【参考：国民健康保険一人当たりの医療費（全国平均、千葉県）】



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(3) 介護人材の確保・定着対策の推進

提案・要望先 厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部

<p>【提案・要望事項名】 介護人材の確保・定着対策の推進</p>
<p>【具体的な提案・要望内容】</p> <p>1 介護職員の処遇改善については、当該職員の給与改善に確実につながることが担保される仕組みを構築した上で、恒久的な制度として整備するとともに、国において必要な財源を措置すること。</p> <p>2 介護職員の負担軽減や業務の効率化に資するため「介護ロボット導入支援事業」に係る補助率の引き上げなどにより、施設の費用負担の軽減を図り、更なる普及促進を支援すること。</p>

【直面している課題・背景】

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本県の介護職員は約2万8千人が不足すると見込まれており、介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっている。
- 平成29年度からは、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算が設けられ、さらに令和元年10月からは、リーダー級の介護職員について、他産業と遜色ない賃金水準とするための改善が行われることとなったが、介護職員全体の給与水準の底上げとならず、事業所等では、必要な介護職員の確保が大変厳しい現状にある。
- 介護職員の負担軽減や業務の効率化のためには、新たな技術を活用した介護ロボットの導入が有効であるが、一般的に高額である。現在の補助率では、高性能なロボットなどの導入には施設の負担額が多くなることから、負担軽減や業務の効率化に大きな効果のある高性能、高価格の機種を導入が進んでいないのが課題である。

【参考1：介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者）】

	平成29年9月平均給与額
介護職員	293,450円
看護職員	368,560円
生活相談員・支援相談員	318,660円
理学療法士等又は機能訓練指導員	343,760円
介護支援専門員	345,820円

※H29年度介護従事者処遇状況等調査、平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）

【参考2：千葉県内の事業所等における処遇改善の取得状況（平成30年度）】

届出の内容	事業所数	割合
対象事業所	3,510	100.0%
処遇改善Ⅰ（月額37,000円相当）	2,365	67.4%
処遇改善Ⅱ（月額27,000円相当）	227	6.5%
処遇改善Ⅲ（月額15,000円相当）	152	4.3%
処遇改善Ⅳ（月額13,500円相当）	12	0.3%
処遇改善Ⅴ（月額12,000円相当）	6	0.2%
なし	748	21.3%

※キャリアパス要件や職場環境の整備状況により届出の内容が異なる。

【参考3：千葉県介護ロボット導入支援事業費補助金の交付状況】

	補助施設数	補助台数	補助金額	導入機器
28年度	14	85	7,549,000円	見守り84台 リフト1台
29年度	14	92	7,998,000円	見守り92台
30年度	112	114	11,820,000円	見守り112台

※平成30年度の補助金は、交付決定額であり確定額ではない。

※機器1台につき、補助率1/2 上限額30万円

（平成30年度から上限額10万円から30万円へ引き上げられた）

○施設当たりの限度台数

- ・施設・居住系は利用定員数を10で除した数
- ・在宅系は利用定員数を20で除した数

○千葉県内の特別養護老人ホーム466施設のうち、当該補助金による介護ロボット導入は90施設（全体の19.3%）

【参考4：主な介護ロボットの販売金額例】

目的	種類	金額	摘要
移乗介護	装着型	193,000円	3年レンタルの初期導入費用 3年レンタル総額 3,141千円
	非装着型	1,000,000円	離床アシストベッド等
移動支援	屋外	200,000円	外出サポート（歩行支援機器）
	屋内	700,000円	屋内移動や立ち座りサポート （歩行支援機器）
排泄支援	トイレ	570,000円	後付け居室内水洗トイレ
見守り	センサー	300,000円	シルエット見守りセンサー等
入浴支援	電動昇降機	337,000円	浴槽設置型入浴支援機器
レクリエーション	コミュニケーション	723,600円	コミュニケーションロボット パルロ

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(1) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

提案・要望先 国土交通省、環境省
千葉県担当部局 環境生活部、県土整備部

【提案・要望事項名】

印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼流域下水道事業並びに関連する公共下水道事業を促進するために支援すること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を促進するために支援すること。
- 3 面源系からの発生源別負荷対策及び水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究の推進及び効果的な対策のための支援を行うこと。
- 4 印旛沼流域及び手賀沼流域において大量繁茂する水生植物（侵略的な外来植物を含む。）への対策について、財政支援制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

1 水質改善に関する事項

- 印旛沼・手賀沼の水質は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画を7期にわたり策定し、これまで各種対策を推進してきたにもかかわらず、いまだ環境基準値を大幅に上回っている状況である。
- 印旛沼・手賀沼の水質汚濁は、生活系排水の流入のほか、市街地・農地等、面源系からの窒素・りんの入による富栄養化が大きな原因となっている。
- 湖沼水質保全計画においては、下水道の整備及び高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策のほか、植生帯の整備等による水質浄化対策、雨水浸透施設の設置や、環境にやさしい農業の推進などによる面源系負荷対策を推進しているが、今後もこれらの対策を継続の上、更なる取組の推進が必要である。
- これまでの対策により、沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているものの、水質は横ばいの傾向が続いており、その水質汚濁メカニズムの解明に向けた調査研究も推進する必要がある。
- なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を平成22年1月に策定し、

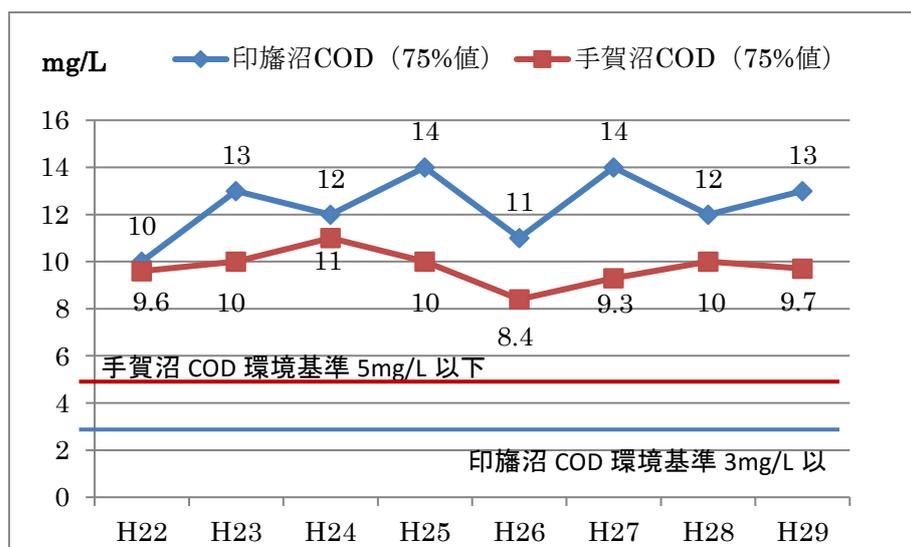
平成28年度には「第2期行動計画」を策定するなど、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生及び地域の活性化の取組を推進している。

2 水生植物対策に関する事項

- 印旛沼・手賀沼とその流域河川において、オニビシやハスのほか、特定外来生物であるナガエツルノゲイトウなどの水生植物が大量に繁茂し、その面積は拡大を続けていることから、水質や生態系への影響、治水や景観上の問題などが懸念されている。

- 環境省の「生物多様性保全推進支援事業」を活用した水生植物の駆除事例はあるが、事業期間は原則2年とされているほか、特定外来生物に該当しないオニビシやハスなどの駆除は対象となっていない。そのため、湖沼流域の水辺環境の保全を目的とした水生植物対策への国による財政支援が必要である。

【参考1：印旛沼・手賀沼の水質の状況】



【参考2：水生植物の繁茂状況】

種類	繁茂域	H20	H27	H29	H30
ナガエツルノゲイトウ	印旛沼及び流域河川	27,536 m ²	41,691 m ²	54,885 m ²	66,434 m ²
オニビシ	印旛沼	842,590 m ²	914,945 m ²	1,643,480 m ²	1,724,125 m ²
ハス	手賀沼	182,000 m ²	231,000 m ²	236,000 m ²	調査未実施

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(2) PCB廃棄物の適正処理の推進

提案・要望先 環境省
千葉県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】

PCB廃棄物の適正処理の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 PCB廃棄物の処理が早期に処理できるよう、高濃度PCB廃棄物処理施設の能力向上や、無害化処理認定制度を活用した低濃度PCB廃棄物処理施設の増設について、さらに強化すること。
- 2 高濃度PCB廃棄物について、平成26年6月の国の基本計画の変更に伴い増加する処理費用の負担軽減措置を講じること。
- 3 PCB廃棄物の処理期限後に生じる代執行による都道府県市の財政負担に対して、さらに財政措置を講じること。
- 4 未届出者の掘り起こし調査について、都道府県市への財政支援のさらなる拡充を行うこと。
- 5 使用中のPCB含有機器について、期限内処理の実現のために、関係省庁と連携し、早期の使用停止を促すこと。PCB廃棄物については、適正に保管し処理する必要があることを事業者に対し、広報をより効果的に実施すること。

【直面している課題・背景】

1 PCB廃棄物の処理体制の強化

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、法令による処理期限が令和9年3月まで延長されているが、保管中の漏えいリスク等があることから、可能な限り早期に処理を完了する必要がある。
- また、各都道府県・政令指定都市及び中核市（以下、「都道府県市」という。）が実施している掘り起こし調査及び高濃度PCB含有塗膜の有無調査により、高濃度PCB廃棄物、低濃度PCB廃棄物ともに処理量が増大する恐れがあり、処理体制の強化が必要である。

2 高濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減措置

- 国は法定計画である「PCB廃棄物処理基本計画」を平成26年6月に改

訂し、当初中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）東京事業所で処理予定だった本県を含む一都三県の高濃度P C B廃棄物の一部（安定器及び汚染物等）をJ E S C O北海道P C B処理事業所で処理することとなった。そのため、収集・運搬委託費用や処理費用が高くなり、保管事業者への負担が増加している。特に収集・運搬委託費用は中小企業等に対する補助金である「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業補助金」の対象外であるため、収集・運搬委託費用に対する支援が一切なく、今後、適正処理の推進に支障をきたす恐れがある。

3 代執行費用のさらなる財政措置

- 平成28年5月の法改正により、使用中の高濃度P C B使用製品を所有する一部の事業者に対しても、高濃度P C B廃棄物と同様の義務等が措置され、加えて、都道府県市が事業者に対して行う代執行等に関する権限が強化された。そのため、P C B廃棄物の処理期限後には、代執行による新たな財政負担が生じる。
- 平成30年3月に国の代執行に対する財政的支援策により、処理費用のうち、75%はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から措置され、残り25%のうち、一部（現在のところ処理費用の20%分の予定）については、平成30年度以降に、総務省によって特別交付税措置がなされる予定である。この措置により、都道府県市の費用負担は実質、処理費用の5%であることが示されたところであるが、P C B廃棄物の処理費用は高額となることから、都道府県市の財政負担は大きく、さらなる措置が必要である。

4 掘り起こし調査に係る財政支援のさらなる拡充

- 同計画では、届出されないまま保管されているP C B廃棄物を網羅的に把握するため、掘り起こし調査を都道府県市が行うこととされている。平成29年度、P C B使用蛍光灯安定器について調査方法が示されたが、調査対象が多く、今後、調査等に伴う財政面等での負担が増加することになる。
- 平成29年12月に国の掘り起こし調査に対する財政的支援策により、掘り起こし調査等の各保管事業者に対する指導等の予算は地方交付税交付金の算定根拠の中で、「高濃度P C B使用製品等の調査経費」として、10,661千円（道府県における標準団体として人口170万人を設定して算出された額）が措置されるものとして示されたところである。
- 令和元年度千葉県内P C B廃棄物等の掘り起こし調査の調査対象数は、約6万5千件と想定されており、所要額として57,000千円を計上している。しかし、調査経費として措置される地方交付税交付金は、およそ39,000千円程度と算定され、財政支援の拡充が必要である。

5 PCB廃棄物の適正処理の周知

- 使用中のPCB使用機器については、経済産業省が所掌する電気事業法により適正管理及び使用停止がなされるため、処分期間内の処分を実現するためには、省庁間連携を行ったうえで、使用中のPCB使用機器の早期使用停止を促す必要がある。
- PCB使用安定器の有無の確認について、平成31年2月4日から2月17日まで、PCB使用安定器に関するテレビCMによる広報活動が実施されたが、未だ把握していない事業者が多く、また、PCB使用廃変圧器等の内容はテレビCMに含まれていないことから、引き続き広報活動を行う必要がある。

【参考：表 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処理期限】

分類	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高濃度 PCB 廃棄物 (使用製品)のうち 廃 PCB 等及び廃変圧器等	JESCO 東京 PCB 処理事業 所	令和4年3月31日 まで	令和5年3月31日
高濃度 PCB 廃棄物 (使用製品)のうち 安定器及び汚染物等	JESCO 北海道 PCB 処理事業 所	令和5年3月31日 まで	令和6年3月31日
低濃度 PCB 廃棄物	無害化処理認定施設等	令和9年3月31日 まで	—

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(3) 地球温暖化対策の国・地方の役割分担を踏まえた財源配分

提案・要望先 環境省
千葉県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】

地球温暖化対策の国・地方の役割分担を踏まえた財源配分

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の削減を図る「緩和」の推進や、気候変動適応法に基づく気候変動影響による被害の回避・軽減を図る「適応」の推進は、地方公共団体にも求められていることから、安定的な地方税財源を確保する制度を創設すること。また、現在、国において議論されている炭素税を導入する場合には、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。
- 2 気候変動適応法に基づき、地域における気候変動影響等に関する情報の収集、整理、分析及び提供などを行う拠点である地域気候変動適応センターについて、その機能を担う体制の確保が地方公共団体に求められていることから、地球温暖化対策に係る安定的な地方税財源が確保されるまでの間は、国において十分な財源措置を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 地球温暖化対策に係る安定的な地方税財源を確保する制度の創設

- 温室効果ガス排出量の削減に係る国際的な枠組みである「パリ協定」が発効され、日本においても、新たに地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減、2050年には80%削減という高い目標を掲げている。
- 国においては、地球温暖化対策のための税を財源として、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの様々な取組を実施している。地球温暖化対策は、県域を越えて国民に広く便益をもたらすものであり、その対策の責務は、本来、国が負うべきである。
- 一方、温室効果ガス排出量の削減を図る「緩和」の推進においては、海洋エネルギーなど地域の特性を活かした再生可能エネルギーの活用、一層の省エネルギーの啓発など、地方公共団体がそれぞれの実情に応じて実施した方が効率的な施策もあることから、地方にも一定の役割が求められている。また、2018年12月に施行された気候変動適応法に基づき、地域の

自然的経済的社会的状況に応じた「適応」の施策を推進することが地方公共団体の基本的役割とされたところである。

- 県では、2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030年度を目標年度として、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めている。2019年2月には、2018年3月に策定した「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けて「適応」を推進している。しかし、そのために必要となる安定的な財源が地方に配分されていない。
- 2017年3月に国が発表した「長期低炭素ビジョン」においては、世の中のすべての主体に排出削減のインセンティブを与え、市場の活力を最大限活用して、低炭素の技術、製品、サービス等の市場競争力を強化するカーボンプライシング（炭素の価格付け）を主要な施策の方向性としている。

各国で2020年までの提出が求められている長期の温室効果ガス低排出発展戦略については、現在、国において策定に向けた検討が進められているが、その中で炭素税を含むカーボンプライシングの導入についても議論されている。仮に炭素税を導入する場合には、上記の国・地方の役割分担を踏まえ、地方での取組に係る財源が配分される必要がある。

2 地域気候変動適応センター機能を担う体制確保に係る財源措置

- 気候変動適応法に基づき、地方公共団体は、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点である地域気候変動適応センターの機能を担う体制を確保するよう努めることとされた。
- 国では、地方公共団体の基本的役割として、同センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、適応に関する施策に活用することを求めている。また、同センターは、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報基盤を強化するとともに、区域内の事業者や住民等への情報提供を通して地域の取組を推進していく上で重要であるとされている。
- 国は、同センターの活動に当たり、国立環境研究所からの技術的援助を受けることができるとし、本年3月に気候変動適応の推進に関する地方交付税措置として、標準団体あたり職員1名分が措置されたところである。
- 同センターでは、気候変動影響や気候変動適応に関する専門的な人材の確保・育成、ノウハウの蓄積が必要となるほか、市町村への情報提供や県民・事業者への情報発信などの業務が必要となる。今後、同センターの機能を十分に発揮させるためには、同センターの体制整備や業務運営について、更なる財源措置が必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(4) 再生可能エネルギーの適切な導入に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、環境省
千葉県担当部局 環境生活部、商工労働部

【提案・要望事項名】

再生可能エネルギーの適切な導入に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金等については、固定価格買取制度の更なる運用見直しを行い、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図りつつ、国民や企業の過度な負担とならないよう努めること。
- 2 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明を義務付けるなどの法整備を行うとともに、地域との関係構築に係る具体的な手続等をガイドラインに追加すること。また、事業者が再生可能エネルギー特別措置法や国のガイドラインに基づいた適切な事業を実施するよう、国が責任を持って指導すること。さらに、事業計画認定後において、関係法令等に係る必要な手続の完了を適切に確認すること。
- 3 太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。また、地盤の安定性の確保・維持義務を発電事業者に課すこと等により、土地造成者、発電事業者、土地所有者等が一体となって、太陽光発電設備と地盤の安全性が一体的かつ継続的に確保されるような仕組みづくりを行うこと。
- 4 発電事業終了後に太陽光発電設備の確実な撤去及び適正な処分が行われるよう、発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保する仕組みの検討を進め、早期に法制化すること。また、太陽光パネルのリサイクル技術及びリサイクルシステムを確立すること。
- 5 余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備や売電を行わない自家消費型の太陽光発電設備など、固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備について、設備の件数、容量、発電量等の情報を国が把握し、都道府県別・市町村別に地方公共団体に提供すること。

【直面している課題・背景】

1 過度な国民負担の抑制

- 地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入がより一層求められている。
- 再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度創設以来、主に事業用太陽光発電への参入が急速に拡大した結果、買取費用に係る国民負担の増大が大きな課題となってきた。
- こうした状況を踏まえ、国においては、平成29年4月に固定価格買取制度を改正し、大規模太陽光発電の入札制度や中長期的な買取価格目標の設定等を新たに導入し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を図ったところであるが、今後も再生可能エネルギーの導入が進む中で、賦課金がさらに増加することが懸念されている。

2 太陽光発電事業者に対する指導の強化

- 事業用太陽光発電の導入が進む中で、防災上・環境上の懸念をめぐり地域住民との関係が悪化するなどのトラブルが全国で生じており、本県の一部の地域においても、住民の間で景観や自然環境、生活環境の悪化などに対する懸念が生じている。
- こうした状況を踏まえ、国は、2017年3月に「事業計画策定ガイドライン」を策定し、地域との関係構築について、地域住民に十分配慮して事業を実施することなどを事業者に求めている。
- しかし、ガイドラインは努力義務であり、地域との関係構築に係る具体的な手続も定められていない。より実効性を上げるために、一定規模以上の事業については、住民への事前説明を義務付けるとともに、具体的な手続をガイドラインに追加することにより、地域との関係構築の必要性を明確にしていく必要がある。
- また、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定権限を有する国が直接指導することにより、法やガイドラインに基づいた適切な事業実施、特に地域との関係構築についての実効性を確保していくことが求められている。
- さらに、国は、事業計画の認定の際に、関係法令等の手続状況の報告を求めているが、審査基準は、自治体に適用対象となる関係法令等の確認をしていることとされており、認定段階ではすべての手続完了までは確認されていない。
- 関係法令（条例を含む）の規定を遵守することが認定基準の一つとされていることから、国が認定後において、適切に関係法令等手続の完了を確認す

べきである。

3 太陽光発電施設の安全性の確保

- 2018年の西日本豪雨時には土砂崩れによる太陽光パネルの損傷などの被害があり、県内においても、斜面に設置される太陽光発電施設や斜面を造成した土地に設置される施設を中心に、一部の地域では住民の間で、地盤面も含めた防災面に関する懸念が生じている。
- 太陽光発電事業を安定的に運営していくためには、太陽光発電設備自体の安全性と設備を設置する地盤の安全性を、一体的かつ継続的に確保することが必要な状況が生じている。
- 国は、電気事業法に基づく現行の技術基準において特段の定めのない、急傾斜地法の指定を受けていない斜面についても、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しに着手することとしているが、地域の懸念を少しでも払拭できるよう早急に見直す必要がある。
- さらに、電気事業法や再生可能エネルギー特別措置法においては、太陽光発電設備を設置する地盤の安定性を審査する仕組みにはなっていない。
- また、太陽光発電設備が一般に建築物又は特定工作物に該当しないため、都市計画法に基づく開発許可対象とならないことから、森林法に基づく林地開発許可対象とならない場合には、自治体においても地盤の安定性を審査することできない。
- 太陽光発電設備の設置により斜面崩落が誘発されないようにとの観点だけではなく、太陽光発電設備を設置しようとする地盤そのものの安定性をしっかり確認する仕組みを構築することが不可欠である。
- このため、土地造成者・発電事業者・土地所有者が土地造成から発電事業の終了までの期間にわたり太陽光発電設備を設置する地盤の安定性を含めた安全対策を講じられるよう、発電事業を所管する国が、責任を持って制度改正を行う必要がある。

4 太陽光パネルの廃棄等への対応

- 太陽光発電設備は、2014年の固定価格買取制度導入以降、加速度的に普及したが、太陽光パネルの寿命は25～30年程度と言われている。
将来、2035年～2037年頃をピークとして、使われなくなったパネルが大量に排出されると予測されており、パネルの放置や不法投棄、不適切な廃棄処理により、地域環境の悪化が懸念される。
- 国は、2018年4月にガイドラインを改訂して廃棄等費用の積立てを遵守事項とするとともに、2018年7月から廃棄費用の積立計画・進捗状況の毎年の報告を義務化した。積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねら

れるため、適切なタイミングで必要な資金確保ができないのではないかと懸念が残っている。

- そのため、事業者が太陽光パネルを確実に撤去し、適正に廃棄・処分するよう、発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度の検討を進め法整備を行うとともに、回収された太陽光パネルのリサイクル技術及びリサイクルシステムを確立する必要がある。

5 自家消費の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

- 余剰電力買取制度は、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、住宅用太陽光発電（出力10kW未満）を対象に、余剰電力を電気事業者が一定の価格で10年間買い取るものであり、2009年11月に開始され、2012年7月に固定価格買取制度に継承された。
- 住宅用太陽光発電設備については、2019年11月以降、買取期間が順次終了することとなり、国の調べでは、2019年11月及び12月だけで約53万件、2023年までの累計で約165万件に達する見込みである。
- 一方、これらの設備は、固定価格買取制度に基づく10年間の買取りが終了するに過ぎず、自家消費を行うことなどによりその後も10年・20年の長きにわたって自立的な電源として発電していくという役割が期待されている。
- このため、エネルギー政策を所管する国が、電力買取制度対象の設備のみならず、買取期間が終了する設備や、設置時から売電を行わない設備など、固定価格買取制度の対象ではない再生可能エネルギー設備についても、その件数、容量、発電量等を把握する必要がある。
- 地方公共団体としても、再生可能エネルギーの活用等の施策を進めており、その再生可能エネルギーの導入状況の把握は施策効果を検証するうえで必須であり、国が把握した情報を、都道府県別・市町村別に把握することが不可欠である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営の充実に対する財源措置及び保育士の確保

提案・要望先 厚生労働省、文部科学省、内閣府
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

保育所等の施設整備と運営の充実に対する財源措置及び保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国が策定した新しい経済政策パッケージにおいて待機児童解消のため、2020年度末までに32万人の受皿整備を行うとしているが、この実現のため、保育所等施設整備に対する財政支援を継続し、充実させること。
- 2 施設整備に伴い必要となる保育士の確保に向け、処遇改善を図るため、保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うこと。
- 3 処遇改善のための研修受講にあたって、必要となる代替保育士の雇上げについて、十分な対応ができるよう公定価格の引上げを行うこと。
- 4 保育士等キャリアアップ研修の修了履歴の管理システムについて、国の責任において早急に整備すること。
- 5 保育士修学資金等貸付事業について、事業継続に十分な財源措置を行うこと。
- 6 1歳児や4・5歳児の職員配置基準を改善するとともに、事務員、調理員等の職員の配置について現場の実情を考慮し、公定価格に反映させること。
- 7 公定価格の地域区分等について地域の状況を反映した設定にすること。
- 8 地域の実情に配慮し、公立保育所等に係る経費について、十分な交付税措置を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進しており、国や県の補助金等を活用して、近年は5千～6千人規模の整備を実施し、平成27年度から平成30年度の4年間で約2万1千人の定員増を行ってきた。
- しかし、平成30年10月1日時点の待機児童数は3,369人と、前年同期(3,664人)を295人下回ってはいるものの、待機児童の解消には依然至らない状況である。子育て安心プラン、新しい経済政策パッケージを受け、引き続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。

- 施設整備の定員増に見合う数の保育士確保が必要となるが、保育士は他業種と比較し、依然、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。
- 平成29年度から、各都道府県において処遇改善の要件となるキャリアアップのための研修を実施することとされ、研修のカリキュラムや保育現場の実情を鑑みると、対象となる保育士全員が当該研修を修了するまでには、相当の期間を要する。その間研修代替の職員を確保するため、当初子ども・子育て支援の質的向上として掲げられた年間5日分の配置に伴う公定価格の早期拡充を求める。
- また、当該研修の修了履歴の管理は都道府県が行うとされており、国は平成29年度中にその管理システムを各都道府県へ配付するとしていたが、未だに配付されていない状況である。そもそも、保育士の研修修了履歴は当人の保育士登録情報と紐付けされるべきものであり、そのためには、全国統一の管理システムが不可欠である。

研修開始から2年が経過し、本県でも既に数千人が本研修を修了しており、今後も増え続けることは確実であることから、一刻も早い修了履歴管理システムの整備を求める。

- 保育士修学資金等貸付事業については、平成29年1月の事業開始以来、貸付実績も順調に推移している。しかしながら、事業開始当初に国庫補助を受けた貸付原資が減少しつつあり、平成30年度の国の2次補正で追加措置されたものの、なお、今後の事業継続が困難な状況となっている。保育士不足を原因とする待機児童が未だ解消されない中、保育士確保・定着対策として有効な本事業の継続のための十分な財政措置を求める。
- 子ども・子育て支援の質的向上として新制度当初に掲げられた1歳児の職員配置の6対1を5対1に、4・5歳児の職員配置の30対1を25対1にすることについて、保育現場の環境改善と、保育士の定着確保のため早期に改善するよう求める。

その他、新制度移行後の事務量の増加や、アレルギー食対応等の業務量の増加に対応するため、事務員、調理員、栄養士等を実情に応じて配置できるよう、公定価格への反映を求める。

- 保育所等運営費の給付においては、公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されており、同規模であっても隣接区域との差が生じているところである。また、建物賃借料についても、地域によって負担が高額となっているなど、地域の状況を反映した区分の設定が求められている。
- 人口規模等から民間事業者を公募するには至らない地域などでは、公立保育所等の果たす役割が大きい。公立保育所等の施設整備や運営に係る経費については、地方債又は一般財源で財源措置することとなっており、財政力が低い市町村は保育環境の改善が遅れることとなる。また、公立保育所等に

おける幼児教育・保育の無償化のための経費は全額市町村負担であることから、地域の実情に配慮した十分な交付税措置が求められている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(2) 子どもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 厚生労働省
千葉県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

子どもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子どもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道府県で助成を行っている。
- しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。
- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考：子ども医療費助成事業の概要】

子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担	入院1日、通院1回につき300円 （市町村民税所得割非課税世帯は無料）
所得制限	児童手当に準拠
H31当初予算額	67億円

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(3) 児童虐待防止体制の充実

提案・要望先 厚生労働省・総務省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

児童虐待防止体制の充実【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師などの専門職員の配置について、人材の確保が非常に困難である状況に加え、国の児童福祉司の配置基準の見直し等により、更なる増員が必要である状況を鑑み、国の責任において、十分な人材の確保・育成対策及び財政措置を講じること。
- 2 児童相談所における業務の効率化や適正の確保を図るため、情報共有の迅速化、ケースの効率的な進行管理、情報の高度利用等に資するICT化推進事業のより一層の充実を図ること。
- 3 児童相談所において、必要な一時保護に対応するためには、一時保護所における直接処遇職員を手厚く配置する必要があることから、配置基準を見直すとともに、実態に合わせて現行の補助単価を大幅に引き上げる等、必要な措置を講じること。
- 4 中核市における児童相談所の設置を促進するため、専門的人材の育成・確保や一時保護所等の整備に係る補助制度の充実など、必要な支援措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 県では、平成29年度から児童福祉司や児童心理司等の児童相談所職員を計画的に増員しているところであるが、本県においては、児童福祉法施行令による児童福祉司の配置基準を満たしていない状況である。
- さらに、令和元年度からは、国の児童福祉司の配置基準が県民4万人に1人から3万人に1人に見直されるなど、更なる増員が必要となったことから、人材の確保が急務となっている。
- 平成29年度の児童虐待相談対応件数は6,811件で、平成24年度の3,961件と比較して約1.7倍となっており、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、事案のきめ細やかな対応が難しくなっており、業務執行体制の強化が課題となっている。

- 児童相談所におけるICT化を推進し、情報共有の迅速化、ケースの特性を踏まえた進行管理、意思決定の支援や情報の高度利用等により適正な業務の執行を確保するため、現行の児童相談所の業務をサポートするシステムを抜本的に見直す必要がある。
- 一時保護所は、24時間対応で受入れを行い、虐待や非行など様々な背景を抱えた幅広い年齢層の子どもたちが生活を行う場であること、また、一時保護を要する児童も、平成29年度は1,090人で5年前と比較して約200名増加していることから、国の配置基準よりも多くの職員を配置し対応している。
- 国も一時保護の体制強化を打ち出しているが、現在のところ、一時保護所の配置基準の見直しはなく、また、一時保護所の運営費に対する補助単価は、児童4人に1人の職員を配置する前提で設定されているが、本県では約1.4人に1人の配置をしており、実態に比べて過少な状況である。
- 平成28年の児童福祉法改正により、法律の施行後5年を目途として中核市が児童相談所を設置することができるよう、国は必要な支援を講じることが明記された。
- 中核市における児童相談所設置の推進は、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うことが可能となるため、本県における虐待防止対策を充実させるうえでも極めて有効である。
- そのため、本県では、平成28年度から「県と中核市との児童相談所設置に関する意見交換会」を設置し、中核市である船橋市、柏市との意見交換を重ねるとともに、両市からの研修生を児童相談所に受け入れる等の支援を実施しており、平成31年2月には、両市が児童相談所の設置に向けた検討に着手することを表明した。
- 一方で、児童相談所の設置にあっては、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保や、整備に係る財源の確保が今後の大きな課題となっており、中核市長会から国に対しては、財源の確保や専門的人材の育成・確保など、国において継続的かつ安定的な支援措置を講じるよう要望している。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場への支援の充実

(1) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための教職員等の体制強化

提案・要望先 文部科学省
千葉県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための教職員等の体制強化

【具体的な提案・要望内容】

1 教職員定数の改善及び充実

- (1) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、更なる教職員定数の改善に取り組むこと。
- (2) 改正された基礎定数についての算定基準をさらに見直すこと。
- (3) 少人数学級の拡大や様々な課題へ対応するための教職員配置を計画的かつ安定的に進めること。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加や配置校数の拡大に必要な予算を一層拡充すること。また、教育支援体制整備事業費補助金の補助率を1/2に引き上げること。
- (2) スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、スクールロイヤーの配置が促進されるよう、国の補助制度を新設及び拡充すること。

3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

専科教員やALTの確保に対する予算措置の拡充を図ること。また、教員の研修の充実に関する予算措置の拡充を図ること。

4 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

食育を推進するため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置を計画的に改善し、栄養教諭等の配置促進のための財政的支援等の措置を講じるとともに、栄養教諭を中核とした食に関する指導のための施策を充実すること。

【直面している課題・背景】

1 教職員定数の改善及び充実

- 生徒指導上の問題等が複雑化、多様化するなか、近年の教育行政には、学習指導要領の改訂に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめ問題をはじめとした生徒指導への対応強化、通級指導教室の充実など特別支援教育の推進、新たな外国人材の受入れに伴う外国人児童生徒への日本語指導のより一層の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらの教育課題に対応するためには教職員定数を適切に措置する必要がある。
- また、平成29年度予算で基礎定数化されたものについては、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。特に、「初任者研修体制の充実」においては、これまでも初任者4名に対して、1名の初任者指導教員を想定して加配要望してきたが、その数にも満たない状況であるにもかかわらず、1対6の割合で措置されることとなっており、初任者研修の体制及び水準の維持が危惧される。
- 平成23年度に小学校第1学年で1学級の標準を35人に引き下げた後は、法改正による学級編制基準の引き下げを見送っている。学級編制基準の引き下げを行うか、少人数学級が十分にできる加配の拡大を進めないと、少人数学級を推進することができない。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

- 本県ではこれまでに、中学校を中心にスクールカウンセラーを配置し、小学校には要請に応じ、派遣等により対応してきた。しかし、依然としていじめや不登校の早期発見、早期対応や暴力行為等の問題行動の低年齢化、加えて、虐待や発達障害への対応など、小学校へのスクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっている。高等学校についても、教育相談のニーズが高いにもかかわらず、全校配置ができず、未配置校からの要請に応じて配置校からスクールカウンセラーを派遣している状況にあり、十分な対応ができていないと言いがたい状況である。また、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境等が影響している事案もあり、スクールソーシャルワーカー配置のニーズが高まる中、全県を網羅するために苦慮しているところである。

今後もスクールカウンセラー等の配置を拡充していく必要があるが、平成20年度に国の補助率が1/2から1/3に引き下げられた影響が大きく、非常に苦慮している状況にある。

- 文部科学省が公表した「教職員の業務実態調査（平成26年度）」によれば、小・中学校において、国や教育委員会からの調査やアンケートの集計など、直接児童生徒の教育とは関係のない文書事務の負担感率が高い状況であ

るなど、教員の事務負担の軽減は、学校の業務改善を図る上では重要な課題である。

平成28年度「教員勤務実態調査」によれば、中学校教諭の土日の1日当たりの勤務時間3時間22分のうち、部活動指導に従事する時間は2時間9分であるなど、部活動顧問となった教員の負担は、看過できない深刻な事態である。

教員の負担軽減を図るため、「スクール・サポート・スタッフ」「部活動指導員」「スクールロイヤー」の配置が重要であり、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度の新設及び拡充が必要である

3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

- 現状においても指導者が不足しているところに、授業時数が実質3倍になり、指導者不足を解消するには、市町村の負担が大きくなることが予想され、学校現場や市町村教育委員会から専科教員やALTの配置が要望として挙がっている。

指導者の要件については、専門性の確保上必要ではあるが、指導者の外部資格や指導経験年数、国籍等の要件緩和を行うことで、指導の充実がより図られると考える。

- 教科化により、読むこと・書くことに関する指導内容や指導時数が増えただけでなく、数値による評価も求められることから、令和2年度全面実施に向けて現場ではとまどいの声もあがっている。今後、新学習指導要領に対応した教員の指導力向上に向けた研修の充実が必要と考える。

4 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

- 栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな教職員の定数改善は行われていない。
- 学校における食育の推進のため、栄養教諭制度が創設され、平成17年度から施行されているが、栄養教諭を中核とした食に関する指導の充実を図るためには、食育指導体制づくりに向けた施策の強化が必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場への支援の充実

(2) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先 文部科学省

千葉県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】

学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算の格段の充実を図ること。とりわけ、年度当初において十分に確保すること。
- 2 学校の質的向上を図るための空調設備の整備、トイレ改修などの事業や、吊天井等非構造部材の耐震対策など防災に係る事業について、補助率の引上げや地方財政措置を充実させること。
- 3 学校給食施設の整備に係る事業については、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。
- 4 使用しなくなった学校や余裕教室等の既存施設を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助事業の補助率の引上げや、地方交付税措置の拡充を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国の平成30年度当初予算では、県内各市町村が計画した162事業のうち採択されたのはわずか28事業であり、計画的な学校施設の環境整備に支障が生じている。
- 平成30年度当初予算で、県内各市町村の事業計画の2.5割程度しか採択されなかったのに対し、平成31年度当初予算では、8割を超える事業が採択されたところである。

しかしながら、一方では空調設備の整備が採択されていないなど、採択されなかった事業もある。

学校施設は、児童生徒の学習の場、生活の場であるとともに、災害時は地域の避難所としての役割もあることから、防災機能の強化を図ることが課題となっており、引き続き、環境整備に係る予算を確保することが求められる。

- 学校給食施設の整備に係る事業は、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえた事業計画を立てているが、国の予算に対して地方の事業規模が上回るために、近年、不採択となる状況が続いている。

- 小・中学校の児童生徒数が減少する中においても、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援学校の教室不足数は依然として多いことから、引き続き施設の整備が必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場への支援の充実

(3) 私立学校の運営等に対する支援策の充実

提案・要望先 文部科学省
千葉県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】

私立学校の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置について更なる充実を図ること。
- 2 私立高校の授業料の実質無償化については、国において財源を確保し、確実に実現すること。また、地方自治体が独自に取り組んでいる保護者に対する学費等の負担軽減策に対しても、国の財源措置の充実を図ること。
- 3 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が教員の処遇改善を確実に実施できるような制度の見直しを図ること。

【直面している課題・背景】

1 私立学校への経常費助成

- 国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を助成している。
- 千葉県では、国の標準単価に県独自の上乗せ額を加算し、生徒1人当たりの補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、私立学校の経常的経費も教育環境の改善を図るなど増加傾向にあり、十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

2 私立高校の授業料の実質無償化

- 高等学校の授業料の実質無償化については、「新しい経済政策パッケージ」等において、現行の就学支援金制度を拡充し、年収590万円未満世帯の実質無償化を2020年4月から開始することとしているが、詳細な制度設計や財源の確保については現在検討中である。
- 経済的理由により修学を断念する生徒を出さず、全ての意志ある生徒が

どこに在住していても安心して教育を受けられるようにするため、国において、無償化の財源を確保し、確実に実施する必要がある。

- また、県では、国の就学支援金に上乗せして授業料減免事業及び入学金軽減事業を全額県費で実施しているが、国における地方交付税措置の更なる充実が必要である。

3 幼稚園教員の人材確保支援

- 認定こども園や保育所の保育士等については、施設型給付費の中で毎年、処遇改善が図られている。一方で、私立幼稚園の教員については、平成29年度から国の補助制度が創設されたものの、通常の定期昇給分等を超えた部分に対する補助制度となっており、依然として、保育士等と比較して給与額に差が生じている。
- 少子化が進み園児の確保が難しくなる中、幼稚園にとっては、通常の定期昇給等すらままならない状況にあるため、教員の処遇改善を確実に実施できるような制度への見直しが必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

7 成田国際空港の機能強化及び観光立県の推進

(1) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上

提案・要望先 法務省、国土交通省、総務省
財務省、農林水産省、文部科学省
千葉県担当部局 総合企画部、農林水産部

【提案・要望事項名】 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上

【具体的な提案・要望内容】

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

(1) 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項

我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した滑走路増設を含む成田国際空港の更なる機能強化の実施に当たっては、平成30年3月13日の国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社間での合意に基づき、以下の事項について、国の責任において確実に対応すること。

ア 更なる機能強化に併せた成田国際空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、合意に基づき速やかな実施に配慮すること。

イ 環境対策・地域共生策等の充実を図るための今後の財源確保について、成田国際空港周辺対策交付金の増額など、あらゆる方策を講じること。

また、周辺対策交付金について、その用途を柔軟化するとともに、配分に当たっては各市町の財政力指数等を勘案し、空港周辺地域全体の発展に配慮したものとすること。

ウ 成田国際空港の更なる機能強化の効果を地域の全域に波及させるため、成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」に基づく、「(仮称)実施プラン」(令和元年度策定予定)による空港周辺地域の地域振興の実現に真摯に取り組むこと。

(2) 成田国際空港を活用した卸売市場の輸出拠点化について、施設整備に係る予算措置を講じること。また、国においても輸出手続のワンストップ化に向けた取組を行うこと。

(3) 成田国際空港のアジアにおける国際拠点空港としての地位を維持・強化させるために、一層の配慮をすること。

(4) 成田国際空港が内陸に立地する大規模な国際拠点空港である性質に鑑み、その周辺地域の産業振興に資する土地利用規制等のあり方について検討を進めること。

(5) 成田国際空港の更なる機能強化に伴い、空港周辺地域の取り巻く環境の変化により、成田財特法に基づく事業をはじめ、新たに生じる公共施設等の整備・更新等に当たっては、地元負担軽減に協力すること。

2 成田国際空港の利便性の向上

更なる機能強化の効果を発揮し、成長著しいアジア等世界の成長力を我が国に取り込むとともに、その効果を空港周辺地域はもとより県内外にしっかりと波及させるため、アクセスをはじめとする成田国際空港の利便性向上に関する取組を更に加速させること。

(1) 成田国際空港から県内外への交通アクセスを更に充実させ、空港周辺をはじめとする広域的な活性化も期待される首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの早期完成に向けた整備を促進すること。

(2) 成田国際空港と新東京駅を36分、羽田空港と新東京駅を18分で直結することを目指した都心直結線の調査・検討について、成田国際空港と新東京駅のアクセス時間短縮を最優先に検討を進めること。

また、長期的には、成田・羽田両空港間を結ぶリニアモーターカーについても、プロジェクトチームを立ち上げ、国策として、国において検討を開始すること。

(3) 空港利用者の快適性の向上のため、施設面の改善や人員の増員などにより、出入国審査手続等(CIQ)の更なる迅速化を図ること。

【直面している課題・背景】

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

- 首都圏の国際拠点空港である成田国際空港は、平成27年4月にLCC(格安航空会社)が入居する第3旅客ターミナルビルの供用を開始し、施設整備の面からも年間発着枠30万回化が完了した。また、高速離脱誘導路等の整備や、ファーストレーンの導入など、空港の利便性・快適性の向上を目指した取組を進めるとともに、環境対策・地域共生策の充実などに積極的に取り組んでいるところである。
- 我が国においては、近年、訪日外国人旅行者数が著しく増加しており、平成30年に3,100万人を超えて過去最高となったが、引き続き更なる増加が見込まれるなど、今後とも増大する国際航空需要に対し、成田国際空港は的確に対応していく必要がある。
- また、アジアの主要空港との国際空港間競争が激しさを増す中で、成田国際空港は、我が国の国際競争力強化のために、アジア有数のグローバルハブ空港としての地位を確固たるものにすることが求められている。
- こうした中、国からは、滑走路の増設を含む成田国際空港の更なる機能強化が必要であるとして、成田国際空港に関する四者協議会の開催の要請があ

り、平成27年9月から具体的な検討が進められてきた。

- その後、住民説明会の開催などを経て、平成30年3月13日、国、千葉県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者で、成田国際空港の更なる機能強化策の実施について合意した。今後は、この合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等が行われることとなっている。
- このうち、「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に係る「基本方針」について、県は、平成30年12月18日に変更決定を行ったところである。
- また、空港周辺地域の東部・南部地域の自治体から、地域の均衡ある発展を強く求める声が寄せられていることを踏まえ、更なる機能強化の合意にあわせ、空港周辺地域の地域づくりの基本的な方向性や内容をまとめた「基本プラン」が策定された。
- この「基本プラン」において、この地域づくりの推進を図っていく上で、土地利用規制や人材確保などが課題となり規制緩和等が必要となる場合は、特区制度の活用など新たな手法の可能性の検討や規制改革・手続きの簡略化も含めて検討していくとしている。
- 今後は、この「基本プラン」に基づき、着手可能な施策については順次実行するとともに、地域振興策の実施に当たっての課題解決策の調査・検討を経て、具体的な地域活性化策を盛り込んだ「(仮称)実施プラン」を策定することとしている。その後、この「(仮称)実施プラン」に基づき、適切な施策・対応を行うことで、更なる機能強化の効果を地域が受け止め地域全体に波及させる地域づくりの実現に繋げていくこととしている。
- なお、空港周辺地域の公共施設やその他の施設の計画的な整備を推進するため、県や市町に対して、関連事業の補助金のかさ上げを行う、成田財特法については、新たに成田用水の改築事業を対象としたうえで、法期限を10年延長することを盛り込んだ改正法案が、平成31年3月に可決したところである。

引き続き、空港周辺地域における公共施設の計画的な整備を図るためにも、財特法の活用は重要な要素である。

- 成田市では、成田国際空港を活用した農林水産物の輸出を拡大させるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(平成28年11月)に基づき、成田市公設地方卸売市場を移転再整備することとしている。
- 施設整備に当たっては、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金を活用し、令和2年度の開場に向けて事業を進めているところであるが、必要な施設の規模や機能を精査する過程で、事業費が当初の見込みから増加しており、市の財政負担も増加している。
- また、農林水産物の輸出においては、通関手続や植物検疫、衛生証明書な

どの各種証明書など、煩雑な多くの手続や証明書の提出が求められ、こうした対応をワンストップで処理できることが、同市場が輸出拠点として機能するために欠かせないものである。

2 成田国際空港の利便性の向上

- 一方、首都圏における航空需要に的確に対応し、我が国の国際競争力を強化するためには、成田・羽田両空港の一体的活用の推進により、首都圏における国際航空機能の最大化を図ることが重要である。
- そのためには、交通アクセスの一層の強化が必要であり、道路については、県内や首都圏各地と成田国際空港のスムーズな人・物の流れの強化のために整備が進められている首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの事業の早期進展が求められる。
- 成田空港のアクセスについては、平成22年7月に都心と成田国際空港間を36分で結ぶ成田スカイアクセスが開業するなど、着実に交通利便性の向上が図られているが、現在、国では、両空港と東京都心を結ぶ鉄道アクセスを世界トップクラスの水準に引き上げるために、成田スカイアクセス等を既存ストックとして最大限活用する都心直結線の調査・検討が進められている。
- この都心直結線については、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日 交通政策審議会答申）にも、位置づけられており、今後は国策として推進していくことがより一層求められる。
- さらに、長期的には、両空港間に同一空港並みの利便性を実現させることが重要であり、そのためには両空港を約10分で結ぶリニアモーターカーが必要となる。このリニアモーターカーは、空港機能の一部と位置付けるべきものであり、速やかに検討を開始することが必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

7 成田国際空港の機能強化及び観光立県の推進

(2) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 訪日プロモーション関連事業に関し、諸外国の消費者の目線に立った正確な情報の発信に努めるとともに、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開により、MICEも含めた訪日外国人旅行者数の拡大や、長期滞在等による消費額の拡大に努めること。
- 2 外国人利用者の多い鉄道駅等における公衆無線LAN接続環境の更なる整備と接続手続等の改善を促進させるなど、受入体制を強化すること。

【直面している課題・背景】

- 少子高齢化の進展により、我が国の人口が減少に転じた中、経済の活力を維持していく上で、経済効果の大きい国内外の観光交流人口の増大を図るための取組の重要性が高まってきている。
- 国においては、平成28年3月末に、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、そして、その後も見据えて、訪日外国人旅行者数について新たな目標を、2020年に4千万人、2030年に6千万人とし、観光先進国に向け、万全の対策を講じることとした。
- 本県ではこれまでも、外国人旅行者の誘致促進のための各種事業に取り組んでいるところであるが、今後、そうした取組を更に強化し、県内周遊、滞在の長時間化を進めていくためには、実際の受入れを担う、地方を主体とした国との連携事業の充実が必要である。
- さらに、諸外国の消費者の目線に立った的確な情報発信に努めつつ、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開やMICEも含めた訪日外国人旅行者の量的拡大と、量だけでなく経済的側面からも地域に貢献できるよう訪日外国人消費額の拡大に努めていく必要がある。

- このほか、観光庁の調査では、外国人旅行者が日本旅行中に困ったこととして「無料公衆無線LANの接続環境の不便さ」を挙げた方が多かったことから、現在の国庫補助事業の対象から除外されている東京駅から50キロメートル以内の地域も含めて外国人利用者の多い鉄道や高速バスなどにおける公衆無線LANの接続環境を整備するとともに接続手続等の改善を進める必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

提案・要望先 経済産業省
千葉県担当部局 商工労働部、防災危機管理部

【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、立地企業が実施する企業間連携・設備増強等の競争力強化に向けた取組や、生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組に対し、石油産業以外の産業も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 2 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの保安・防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 3 製造現場における保安業務や生産管理の効率化・高度化を図るため、関連規制の見直しなどにより、更なるIoT化に向けた環境整備に努めること。

【直面している課題・背景】

- 京葉臨海コンビナートは、我が国経済を支える日本最大の素材・エネルギー産業の集積地であるが、近年、国際競争の激化等により、厳しい事業環境にさらされている。そのため、競争力強化に向けた設備投資や、災害時におけるサプライチェーンの確保・早期回復の観点から、コンビナート全体の耐震性・津波耐性等の強化が、重要な課題となっている。
- このような中で、国においては、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」（令和元年度予算）により、コンビナートの生産性向上・強靱化に向けた支援に取り組んでいるところであるが、当該支援は、製油所を中心とした内容となっており、鉄鋼、石油化学産業等への支援としては十分とは言えない状況である。
- また、コンビナートの競争力強化や安全管理の徹底を図るためには、現場を支える人材の技術力や危機管理能力、マネジメント力の向上が不可欠であるが、団塊世代の退職に伴い長年培った経験や知見が十分継承されていないことが問題視されており、高度な知識や技術が要求されるコンビナートの保安・防災対策を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。

- さらに、製造現場では、熟練従業員の減少に加え、プラント設備の高経年化も進み、重大事故の増加に対するリスクを抱えており、保安力の維持・向上に向けた取り組みが急務となっている。このような中、必要なデータを効果的に収集・分析・活用可能な I o T 機器などの先端技術を幅広く導入することにより、設備の予期せぬ故障やヒューマンエラーを防ぐ取組の強化などが求められており、労働安全衛生法に基づく防爆規制等の合理化やドローンの活用等による I o T 化の推進をより一層図ることで、自主保安力と生産性の双方を同時に向上させることが、重要な課題となっている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(2) 一般海域における洋上風力発電の適切な導入等に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、国土交通省、内閣府
県担当部局 商工労働部、農林水産部

【提案・要望事項名】

一般海域における洋上風力発電の適切な導入等に向けた制度設計と運用

【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 洋上風力発電の導入に当たっては、漁業者をはじめとする地域との協調・共生が確実に図られるよう、国は、発電設備の設置から撤去までの間を通じて事業者が地域と十分な調整を行うスキームを構築するとともに、国の責任で適切な監督・指導を行うこと。
- 2 国が行う促進区域の指定に当たっては、地域の意向を十分に尊重すること。
- 3 公募占用指針の策定や事業者の選定に当たっては、評価基準に係る都道府県知事の意見を可能な限り尊重すること。

【直面している課題・背景】

1 洋上風力発電の導入における地域との協調・共生について

- 洋上風力発電は、地球温暖化対策に有効であるとともに、関連産業への波及効果や地元産業への好影響が期待できる一方で、発電設備の至近距離では漁業操業が制限されるなど産業によっては影響を受けることも考えられる。
- また、発電設備は一度設置されると長期間の稼働が想定されることから、事業者は、漁業者をはじめとする地域との十分な協議・調整を行い、理解を得られた状態で事業に着手すべきである。また国は、事業者が誠意をもって地域との協議・調整を行い、その結果を遵守するよう指導すべきである。
- この観点から、設置時期の調整や、設置後における地域との協調・共生策などについて、設置前に、地域と十分な協議を行うとともに、その着実な履行が求められる。また、発電設備の撤去に当たっては、発電設備の基礎

部分に魚礁効果が確認されていることに鑑み、地域が望んだ場合には、漁業等に支障のない形状で設備の一部を残存させることも考慮すべきである。

- さらに、地域との調整を十分に行っていない事業者が、価格点のみを評価され選定されることも想定されるが、地域の理解を得ないまま発電設備を設置することは、地域経済・社会に負の影響を及ぼすのみならず、洋上風力発電そのものに対する不信感を抱かせる恐れがある。

2 促進区域の指定について

- 促進区域は、国が協議会の意見を聴いた上で指定することとされているが、地域経済に与える影響が大きいことから、指定に当たっては、地域の意向を最大限尊重するとともに、地域との協調・共生策の具体的内容について地域の要望を十分反映できるような制度とすることが求められる。
- また、風車の基礎部分の構造は複数のタイプが開発されているが、支持構造物の存否は漁業への影響にも配慮し、場合によっては風車の具体的な設置場所や構造等の設置条件を設定することを認めるべきである。

3 公募占用指針の策定及び事業者の選定に係る都道府県知事の意見聴取について

- 地域経済への影響は、周辺の母都市の人口規模や産業構造によって異なるが、例えば、漁業が最大の産業である地域においては、漁業者との協調・共生が最重要である。
- 国が作成する統一的な公募占用指針の運用指針には、地域との調整の意義や重要性についても記載することが望ましい。また、促進区域ごとに作成する公募占用指針は、統一的な運用指針を基調としながらも、配点や失格要件等も含めて柔軟に検討し、地域の実情にあった指針とする必要がある。
- また、国が本年4月に発表した「運用指針」では、評価基準のうち、地域との協調・共生に関する事項については、地域の代表として都道府県知事の意見を参考聴取し、その結果も踏まえて評価を実施することが適切とされているが、洋上風力発電設備が地域に与える影響を考慮し、知事意見を最大限に尊重する必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(3) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省
千葉県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 中小企業の生産性向上のため、設備投資等を促進する支援策を継続するとともに、小規模事業者が事業の持続的な発展を図れるよう、地域での相談体制を充実させること。
- 2 「地域中小企業応援ファンド」については、低金利下において運用益が減少していることから、果実運用型の基金事業の継続のみならず、従前と同規模で事業が実施できるよう、地方自治体への補助金制度創設などの方策を検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。
- 4 中小企業の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の損失は、地域経済における重要な課題であり、事業承継支援の取組をさらに強化するため、国の財政的支援を拡充・強化すること。
- 5 消費税率の引き上げ及び軽減税率の導入に当たっては、中小企業・小規模事業者の経営に影響を及ぼさないよう必要な対策を講じるとともに、各種支援策に関して企業の活用が進むよう十分な広報・周知を行うこと。
- 6 キャッシュレスの導入を希望する中小企業・小規模事業者に対し、端末の導入、運用・維持にかかる負担を軽減する等の支援を更に推進すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県内にある約12万1千社の企業のうち99.8%は中小企業であり、まさに本県における地域経済の担い手となっている。現在の景気回復の流れを確実なものとするためには、地域を支える中小企業・小規模事業者へのきめ細かい支援が必要である。

- 中小企業の設備投資を促進する「ものづくり補助金」について、令和元年度には国においてはじめて当初予算化されたことから、今後も切れ目のない措置を講じる必要がある。

また、経営資源の確保が困難な小規模企業が事業の持続的な発展を図るため、「よろず支援拠点」が行う「サテライト相談所」や「事業引継ぎ支援センター」等、今後も地域での相談体制が継続して整備されるとともに、相談員の増員による個別相談の充実等、支援体制の拡充が必要である。

- 本県では、「地域中小企業応援ファンド」における基金事業の一部を県単独事業に振り替えて実施することとしたほか、「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」についても、基金事業の継続方針を決定したところである。しかしながら、低金利の影響により基金の運用益が約10分の1まで減少している現状からも、新たに地方自治体への補助金制度を創設するなど、地方における中小企業支援事業の継続を図る必要がある。

- 地域経済の発展のためには、中小企業・小規模事業者に対する官公需の果たす役割は大きいですが、国の官公需契約比率は地方公共団体に比べ低いことから、今後も同比率の引き上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を推進していく必要がある。

- 中小企業の経営者の高齢化が進む中、本県の中小企業は、平成21年から平成26年の5年間に約1万社減少し、経営者の平均年齢は、全国の平均年齢を超え、全国4位の急速な経営者の高齢化が進展している。本県においても地域一体となった事業承継支援を促進しているが、地域経済の活性化や雇用の維持のため、国の施策の更なる充実が必要である。

- 令和元年10月から予定されている消費税率の引き上げについては、民間会社の県内企業に対する調査において、「企業活動にマイナスの影響がある」と回答した企業が5割を超えるなど、いまだ増税に対する不安が払しょくできていないのが現状であり、中小企業・小規模事業者の経営に影響を及ぼさないよう十分な対策が必要である。

- 軽減税率、インボイス制度等の概要及び軽減税率対策補助金等の支援策について、県及び県内商工会・商工会議所等でも事業者に対して周知を図っているところであるが、国においても様々な機会を捉えた広報・周知を実施する必要がある。

- キャッシュレス決済の導入は、中小企業・小規模事業者にとっても売り上げの拡大や、生産性の向上などにつながることで期待される一方で、端末導入時のコストや、支払サービス事業者への手数料負担などを考慮すると導入に踏み切れないという実情があることから、国を挙げて事業者の負担軽減を更に推進する必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(4) 働き方改革の積極的な推進

提案・要望先 厚生労働省、経済産業省
千葉県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

働き方改革の積極的な推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 若者、女性、高齢者、障害者等誰もが意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境を整備するとともに、企業の生産性と競争力を高めるため、助成金の拡充等、企業への支援策を講じること。
- 2 中小企業・小規模事業者への人材確保対策の支援を充実させること。
- 3 障害者雇用に対する企業の理解促進を図るとともに、障害者の一層の雇用拡大を図る取組を支援すること。

【直面している課題・背景】

- 少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、企業における人材確保が困難となる中、働く人の希望をかなえるとともに、生産性を向上させるため、働き方改革を実現させる取組が求められている。
- 特に、中小企業・小規模事業者では、人手不足の解消が喫緊の課題となっており、人材・資金の余裕がないことが、働き方改革が進まない要因の一つとなっている。
- 日本商工会議所の調査では、中小企業の約5割で「人手不足」が働き方改革関連法への対応にあたっての課題という結果が出ており、また、経済団体等からも中小企業の人材確保支援の要望があることから、求職・求人マッチングの精度向上、採用・定着支援、魅力発信など、中小企業・小規模事業者に対する人材確保のきめ細やかな支援が必要である。
- 障害者の就職意欲は年々高まっており、県においても、障害者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう障害者雇用を促進しているところである。
- 平成30年6月1日現在の県内の民間企業における障害者の実雇用率は、2.02%と全国平均の2.05%を下回り、法定雇用率達成企業の割合も49.4%と半数近くの企業が雇用率を達成していない状況となっている。

- こうしたことから、労働局とハローワークが連携して行う法定雇用率達成指導の強化、障害者就業・生活支援センター支援員の増員など就労支援体制の一層の充実を図るとともに、精神障害者等の雇用促進を図る地域独自の取組を支援するための制度の創設が必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(5) 外国人材の受入れ・共生への対応

提案・要望先 法務省
厚生労働省、経済産業省
国土交通省、農林水産省
県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

・外国人材の適正・円滑な受入れ【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 本年4月に創設された新たな在留資格「特定技能」について、4月から試験が開始されたのは、特定産業分野（14分野）のうち一部に留まることから、早期に全ての試験実施体制を整備すること。
- 2 外国人材や受入れ企業双方が利用しやすい制度となるよう、在留資格「特定技能」の取得や変更について、要件や手続きを分かりやすく明確化するとともに、簡素化するよう努めること。
また、在留資格の取得や変更、登録支援機関の登録に係る審査について、迅速に行うことができる体制を構築すること。
- 3 外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、国の地方支分部局と地方自治体、及び関係機関の役割を明確化するとともに、情報共有や相互連携を図る総合調整の場を国の主導により設置すること。

【直面している課題・背景】

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化等を背景として、本年4月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設された。

本県でも、若者の就業促進等に取り組んでいるが、様々な分野で人手不足が深刻になっており、外国人材の受入拡大を内容とする新たな制度の創設は、人手不足の解消や、県民サービスの充実に重要な役割を果たすものと期待している。

しかしながら、特定技能外国人に求められる技能水準等を確認する試験が本年4月から開始されたのは、特定技能1号で受入れ可能な特定産業分野(14分野)のうち、介護分野、宿泊分野及び外食分野の3分野に留まり、他の分野については具体的な開始時期が示されておらず、速やかな開始時期の明確化が求められている。

- また、4月からの施行に際し、3月までに法務省による都道府県別説明会が開催されたものの、開催時においては在留資格「特定技能」に関する要件や手続き等の内容が不明確であり、3月20日に特定技能外国人受入れに関する運用要領が示されたところである。その後も事業者等に詳細が周知されたとは言い難い面があるため、事業者等に混乱を招かないよう、手続き等の内容を分かりやすく周知するとともに、簡素化をしていただく必要がある。

なお、第1回特定技能1号技能測定試験においては、受験枠を上回る数の申請により当面受験できない外国人が生じており、今後、在留資格の取得や変更等においても同様の事態が生じることが懸念される。

- さらに、昨年12月に関係閣僚会議で了承された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実現を図るため、法務省による総合調整機能が求められるが、同対策の実施には地方自治体等の役割も期待されていることから、国の地方支分部局との総合調整機能を行う場が都道府県単位で設置されることが不可欠である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実 (5) 外国人材の受入れ・共生への対応

提案・要望先 法務省、厚生労働省

県担当部局 総合企画部、健康福祉部

【提案・要望事項名】

・多文化共生社会の実現【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療や防災、住宅等の広範な分野にわたる多文化共生施策を進める上での国や自治体の役割を明確にすること。また、自治体が迅速に取組を進められるよう財政措置を講じること。
- 2 多文化共生総合相談ワンストップセンターやハローワークを始めとする、外国人が安心して暮らすための相談窓口への通訳の配置や、各種行政・生活情報の多言語化に対する財政措置を拡充すること。
- 3 外国人を受け入れる医療機関が整備する医療通訳等の人件費や翻訳機器等の設備整備に係る手厚い支援を行うこと。
また、国が検討している外国語に対応した全国統一的な医療機能情報の検索システムの構築にあたっては、財政負担も含め、都道府県等の意見を十分に踏まえ、国の責任で進めること。

【直面している課題・背景】

- 本県在住の外国人は近年大きく増加している中、在留資格「特定技能」の創設を受け、更なる増加が見込まれる。
- 多文化共生施策については、住民サービスの一環として、これまで主に自治体を中心となって取り組んできたが、外国人の急増に迅速かつ効率的な対応が可能となるよう、国と自治体の役割分担の明確化や財政措置が必要である。
- 外国人住民からの相談に円滑に対応できるよう、各種相談窓口における多言語化等の体制整備が求められている。また、国民健康保険のような全国で実施されている制度については、国において標準となる各種行政・生活手続の多言語資料を作成することが効率的である。

- 外国人がスムーズに医療機関を受診することが出来るよう、医療機関の受入環境や、県が行う情報提供体制の充実が求められているが、外国人を受け入れる医療機関にとっては、多言語に対応するための費用が負担となってくる。

- また、医療機能情報公表システムについては、各都道府県で稼働しているが、医療法に多言語化の明記はなく、法的な根拠が明確でないため、財政的措置が困難で外国語等への対応を含め、公表方法に差が生じている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

①新規需要米等の需要拡大及び支援制度の見直し

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業者が、将来にわたって計画的に飼料用米をはじめとする新規需要米等の生産に安心して取り組めるよう、助成水準を維持すること。また、支援制度の恒久化を行うこと。
- 2 米粉用米をはじめとした、主食用米の需給改善に資する様々な用途の米の需要を拡大すること。
- 3 産地交付金について、都道府県の水田面積に応じた配分とすること。
- 4 落花生など、農業経営の安定や地域農業の振興に資する地域特産物について、経営所得安定対策の対象作物とすること。

【直面している課題・背景】

1について

- 飼料用米等に対する支援は、数量払いの実施や多収品種への助成など充実したものとなっているが、その継続性を不安視し、飼料用米等への取組を躊躇する農業者もみられる。

これら農業者の不安を払拭し、計画的に飼料用米等の生産に安心して取り組めるようにするためにも、助成水準の維持や支援制度の恒久化が必要である。

2について

- 全国における米粉用米の需要量は、近年、増加傾向にあるものの、他の新規需要米等に比べて少ない状況にある。

全国の主食用米の需要量が、今後、年間10万トン程度減少が見込まれている中で、戦略作物等への転換を進めながら米の需給バランスの維持を図るためには、米粉用米をはじめとした様々な用途の米の需要拡大が必要である。

3について

- 産地交付金については、配分ルールが明確ではなく、本県への配分額は、水田面積に比して少ないため、十分な単価設定ができない状況にある。

4について

- 本県の落花生は、全国の収穫量の8割近くを占め、加工品の製造販売や観光など関連産業も多く、また、輪作作物としても広く栽培されている重要な地域特産物であるが、諸外国との生産条件の違いから輸入品とは大きな価格差があり、経営面では厳しい状況となっている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

②国営造成農業水利施設の保全対策制度の見直し及び農業農村整備事業
当初予算の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 本県の長寿命化対策を加速化するため、国営造成農業水利施設の機能診断から対策工事までを国が一貫して実施するよう、制度を改正すること。
- 2 土地改良法の改正により義務づけられた、土地改良区の複式簿記の導入に対し、更なる支援を行うこと。
- 3 国や県のみならず、市町村、土地改良区に至るまで、施設の長寿命化対策を計画的に推進できるよう、安定した当初予算を確保すること。

【直面している課題・背景】

1について

- 県内には、過去に国が整備した農業水利施設が126あるが、整備後の農地の減少等により、現在の国営事業の要件を満たさなくなった施設が108ある。さらに、このうち63施設が耐用年数を超過しており、今後これらの施設の老朽化対策に取り組む必要がある。
- このような、国営事業の要件を満たさなくなった施設の改修に際しては、求められる技術レベルや費用が他の国営施設と同等でありながら、その対策工事は県が行う仕組となっている。
- 県や市町村、土地改良区は、県営・団体営造成施設の長寿命化対策にも取り組んでいるところであり、国営造成施設の機能診断から工事までを国が一貫して行うことで、本県の長寿命化対策を一層加速化することが可能となる。

2について

- 平成30年の土地改良法の一部改正に伴い、全ての土地改良区において、管理する施設の資産評価データの整理を令和2年度までに終え、令和4年度から複式簿記を導入することが義務付けられた。
- 資産評価データを整理するための補助制度が創設されたが、割り当てら

れた補助金額は必要額の約半分であることから、定められた期限までの対応が困難な状況にある。

- また、県内に多数ある小規模な土地改良区では、複式簿記の導入に必要な会計ソフトの購入が負担となるため、このような土地改良区に対する財政的支援も必要である。更に、複式簿記に習熟していない土地改良区も多いことから、簡便な会計ソフトの開発やソフトの操作に対する支援も必要である。

3について

- 農業農村整備事業予算は「重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策」の3カ年の臨時・特別の措置や補正予算により総額は回復してきているが、当初予算が安定的に確保されることで、長寿命化対策の計画的な推進が可能となる。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 環境省、農林水産省
千葉県担当部局 環境生活部、農林水産部

【提案・要望事項名】

③有害鳥獣等の対策強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、必要な予算を確保すること。
- 2 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、ICTを活用した新たな技術や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 4 鳥獣被害対策の従事者を確保するため、自衛隊OB等に対して、鳥獣被害防止活動への参加を促すよう、広報・普及活動を充実させること。
- 5 キョンを狩猟鳥獣に指定すること。
- 6 外来生物への対策を強化すること（遺棄・放逐等に対する規制の強化、国による捕獲の推進、生息状況の研究や有効な捕獲手法の開発・普及、自治体を実施する特定外来生物対策費用に対する財政措置）。

【直面している課題・背景】

1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

- 本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。

しかしながら、野生鳥獣による平成29年度の農作物の被害金額は、約3億7千2百万円と依然として深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その半分を占めている。

- 本交付金の割当内示額が市町村要望を下回っているにもかかわらず、国全体の予算額は、ほぼ同額で推移していることや、「中山間地農業ルネッサンス事業」についても優先枠が十分でないことから、市町村は対策に必要な財源を確保することが困難となっている。

2 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

- イノシシを始めとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかにされていない。より詳細な調査を行い、生態等の解明が必要である。
- 特にイノシシは、生息数推計方法が確立されていないことから、効果的な捕獲ができるよう、集中して捕獲を行う場所が把握できるような精度の高い生息数推計方法の開発・確立が必要である。

3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

- 有害鳥獣の個体数の適切な管理や農作物等の被害防止のためには、生息数を減少させることが急務となっており、そのため、以下のような新たな技術の開発が待たれている。
 - ・ ICTを活用した、より安価で高性能なわなの通報システムなどの技術の開発・実用化。
 - ・ ドローンを活用した有害鳥獣の監視・調査システムの開発。
 - ・ 化学的防除技術の研究・開発。
 - ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

4 自衛隊OB等の鳥獣被害防止活動への参加を促す広報・普及活動の充実について

- 捕獲従事者や農業従事者の減少や高齢化により、鳥獣被害防止対策が十分に実施できない状況が生じている。
- 国では、「鳥獣被害対策推進会議」を設置し、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図ることとしている。また、県においても、自衛隊OBである隊友会員に向けたパンフレットの配付を依頼するなどの取組を行っているところである。
- 鳥獣被害防止対策の従事者の確保のためには、引き続き、自衛隊OB等に狩猟や鳥獣被害対策に対する理解を深めてもらい、鳥獣被害防止活動への参加を促す取組が必要である。

5 キョンの狩猟鳥獣への指定について

- キョンは、特定外来生物の指定を受けており、狩猟による個体数の減少等を懸念する必要はない。また、キョンの推定生息数は、平成29年度末には約35,900頭に達しており、狩猟鳥獣への指定を含めたあらゆる手段を用いて生息数を削減する必要がある。

- 平成29年1月30日に開催された中央環境審議会において、「平成29年度に狩猟鳥獣にすることは見送るが、キョンの封じ込めや根絶に向けた体制とその運用が確認された場合は、速やかに新規指定の検討を行う」ということで合意が得られた。

これを受け、千葉県としては、キョンの封じ込めや根絶に向けた体制の整備を進めることとしている。

6 外来生物への対策の強化について

- 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物は、「外来生物法」により特定外来生物に指定され、輸入や飼養等が禁止されるとともに、国内に生息しているものは防除することとされている。

しかし、移入初期段階で迅速な対応を行わなかったため、生息域が拡大し、防除が困難となった事例もある。そのため、生息域が特定の都道府県に限られている外来生物であっても、生息数や生息地域の拡大を防ぐため、以下のような対策が必要である。

- ・ 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化
- ・ 国による捕獲の推進
- ・ 外来生物の生息状況の研究
- ・ 有効な捕獲手法の開発と普及
- ・ 特定外来生物対策費用に対する財政措置

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

④担い手の減少や労働力不足への対応の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農林水産業の担い手の減少や労働力不足への対応として、機械化やロボット技術・ICTの導入などによるスマート農林水産業の早期普及を図るため、低価格な関連機械の開発を促進するとともに、支援対象の拡大や十分な予算の確保を行うこと。
- 2 中核的漁業者が持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、必要となる漁船の取得を支援する「浜の担い手漁船リース緊急事業」の十分な予算を確保すること。
- 3 新規漁業就業者については、収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

1について

- 規模拡大による農林水産業の競争力強化の実現には、不足する労働力対策として省力のための機械化やロボット技術、ICTなどのスマート農林水産業の早期の普及を図る必要がある。しかし、現在は「自動操舵トラクター」のような大規模農家を前提としたものや多機能なものが多く、導入コストが高いため、低価格であり農業者のニーズを踏まえた機械の開発が必要である。
- スマート農業技術の開発・実証プロジェクト等の新規事業の創設や国の補助事業におけるICTやロボット技術等の先端技術の導入への優先枠の設定などの支援が行われており、今後も、引き続き、導入に向け予算を十分に確保することでスマート農機等の利用拡大が推進可能となる。

ノリ養殖業では、担い手の減少と高齢化が進んでいることから、省人・省力化を図るため、現在、導入を進めている高速浸漬処理船を国庫補助事業の対象に加えるとともに、共同加工施設等の整備に係る予算を十分に確保する必要がある。

2について

- 多くの漁船が高船齢化し、更新時期を迎えている。国は中核的漁業者が持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るために漁船を更新する場合には、「浜の担い手漁船リース緊急事業」により支援しているが、当該事業を希望する漁業者が多く、予算上、要望に十分に答えることができない状況にある。

3について

- 千葉県では、総トン数10トン未満の小型漁船漁業が経営体の大部分を占めている。独立型漁業である小型漁船漁業では、就業直後の収入が不安定であることから、小型漁船漁業の就業者を増やすには、就業直後の経営を安定させるよう給付金制度を創設し、支援することが必要である。

【参考1】 漁船の高船齢化の状況

(単位：隻数)

船齢	船外機船	小型船(20t 未満)	大型船(20t 以上)
20年未満	491 (13.6%)	230 (11.9%)	7 (30.4%)
20年以上	3,120 (86.4%)	1,701 (88.1%)	16 (69.6%)
合計	3,611 (100%)	1,931 (100%)	23 (100%)

※無動力船除く

(千葉県調べ)

【参考2】 漁業経営体に占める小型漁船漁業の割合

(単位：経営体数)

	全体	小型漁船漁業(割合)
平成20年	3,118	2,508 (80.4%)
平成25年	2,441	2,019 (82.7%)

※小型漁船漁業：総トン数10トン未満 (漁業センサス)

)

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省、国土交通省、環境省
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

⑤東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京湾における水生生物の生息環境を悪化させ、漁業に大きな負の影響を及ぼしている貧酸素水塊の解消に向けた取組を強化すること。
- 2 減少した魚介類を回復するため、水生生物の生息や産卵に適した覆砂等による底質改善や浅場造成等を行うこと。
- 3 マコガレイやアサリなどの魚介類が豊富に生息し、また、ノリ養殖を安定的に行うことができる豊かな東京湾の形成に向けた取組を進めること。

【直面している課題・背景】

1について

- 東京湾では、春から秋にかけて貧酸素水塊の形成が常態化・長期化し、青潮が毎年発生するなど、水域環境が大きく悪化してきた。
- 本県でも湾内へ流入する汚濁負荷の削減を図ってきたところであるが、底層全体に広がる大規模な貧酸素水塊については、発生メカニズムの解明や対策の開発が十分とは言えない状況にあり、依然として底層の溶存酸素量等は改善の傾向を示すには至っていないため、この解消に向けた国の取組強化が必要である。

2について

- 産卵場の底質改善や生息場となる浅場の造成は、減少した魚介類の回復に有効とされており、県でも漁業者による取組支援等を継続してきたところであるが、魚介類は県域を越えて湾内を移動するため、国による広域的な取組が不可欠である。

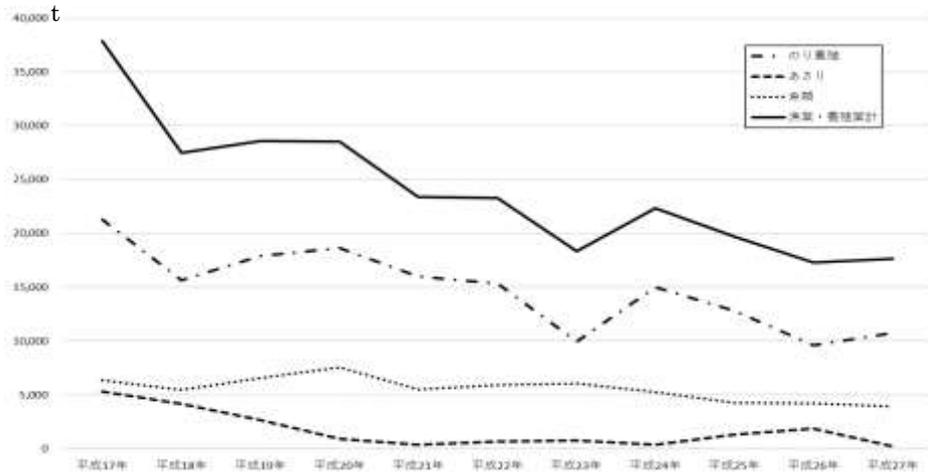
3について

- 東京湾の環境再生に向けて、国は東京湾再生推進会議を設置し、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する東京湾を目指した取組を進めている。
- しかしながら、近年ではマコガレイやアサリなどの生産量が大きく減少しており、また、ノリ養殖では初春に栄養塩の不足による「色落ち」が発

生するなど、富津市以北の東京湾漁業は大変厳しい状況にある。

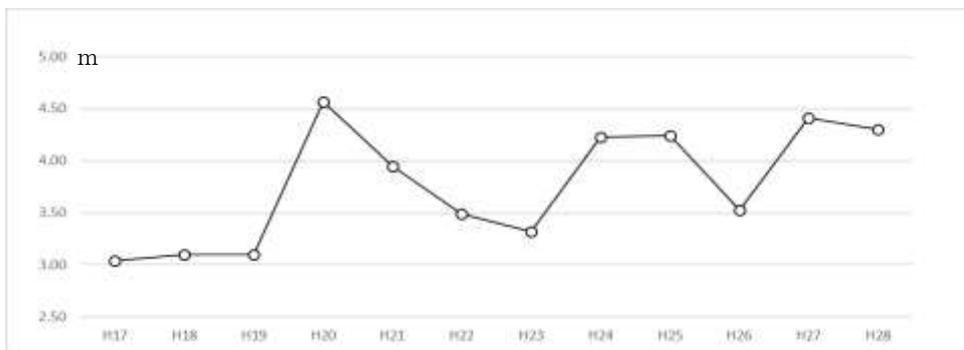
- このため、「豊かな海」を目指す瀬戸内海等での取組も参考にして、生物の多様性や生産性が確保される豊かな東京湾の実現に向けた取組を、より一層推進していく必要がある。

【参考1：東京湾（浦安市～富津市）の漁業・養殖業生産量の推移】



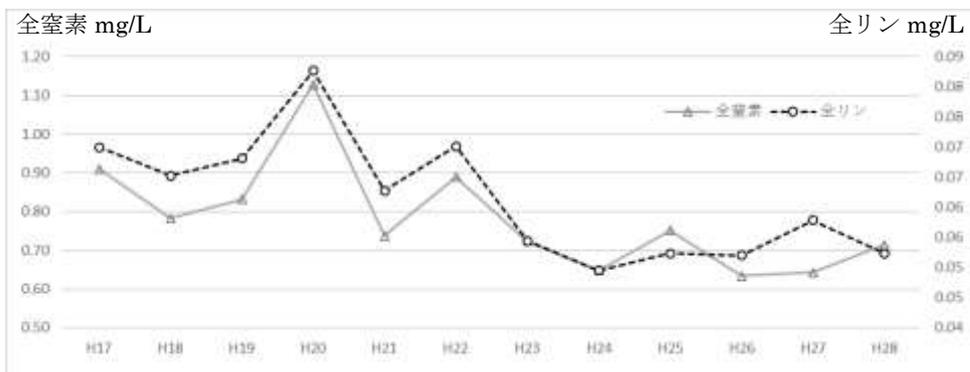
資料：農林水産省 海面漁業生産統計調査

【参考2：東京湾（内湾中央部）の年平均透明度の推移】



資料：千葉県環境生活部 公共用水域の水質測定結果（平成17年度～平成28年度）

【参考3：東京湾（内湾中央部）の全窒素、全リンの年平均濃度の推移】



資料：千葉県環境生活部 公共用水域の水質測定結果(平成17年度～平成28年度)

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

提案・要望先 農林水産省
千葉県担当部局 商工労働部、農林水産部

【提案・要望事項名】

農林水産物、食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 引き続き、日本から輸出される食品等に対する諸外国の規制等の状況を把握し、都道府県等に速やかに情報を提供すること。
- 2 依然として輸入規制を強化している諸外国に対して、食品等の安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に基づかない過剰な措置をとることがないように、引き続き働きかけを行うこと。

【直面している課題・背景】

- 日本から輸出される食品等に対する輸入規制については、平成30年度までに、香港やロシア、アラブ首長国連邦などで緩和され、要望に対する一定の成果が見られたものの、依然として、千葉県産の食品等の輸入を全面的に停止している国や、政府作成の放射性物質検査証明書の添付を求めている国、検査機関作成の検査レポートの添付を求めている国があり、食品を輸出する県内食品関連企業、団体等の負担となっている。
- 本県が現在、重点的に交流等を推進している国・地域の一つである台湾では、平成27年5月に措置された千葉県を含む5県に対する食品（酒類を除く。）の輸入停止に加え、新たに42都道府県を対象として輸入規制を強化する措置がとられた中、平成30年11月には5県産の食品への輸入規制の継続是非を問う住民投票において「継続賛成」が多数を占めたことから、規制の解除が非常に困難な状況となっている。
- また、本県産農産物の輸出が進むタイでは、梨や柿などの品目において同国側の植物検疫制度の変更などに伴い、青果物の選別・梱包施設に関する新たな規則が定められるといった状況にある。このような、諸外国における新たな規制や制度変更に対して、速やかな対応や産地への指導・支援が求められている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(3) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

提案・要望先 農林水産省
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際的な経済連携について、十分な情報提供を行うとともに、必要な国境措置を確保すること。
- 2 国際的な経済連携に対する農林漁業者の将来への不安を払拭し、確実に再生産が可能となるよう、農林水産業の体質強化対策を継続的に実施すること。

【直面している課題・背景】

- TPP協定については、米国以外の11カ国によるTPP11が平成30年12月30日に発効し、また日EU・EPAについては、平成31年2月1日に発効した。
- これらの国際的な経済連携による本県の農林水産業への影響額を、国の方法に準じて試算すると、TPP11と日EU・EPAのそれぞれにつき最大で約31億円の減少となる。

1について

- 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、平成30年11月14日に第2回首脳会議が開催され、「RCEPを2019年に妥結する決意である」との共同声明が発出されている。
- また、米国との間では、「日米物品貿易協定」について第1回目の交渉が平成31年4月に開催された。

2について

- 経済連携協定により、地域の基幹産業である農林水産業は大きな国際競争にさらされ、県内の生産現場では、将来に対する不安感が膨らんでおり、十分な配慮が必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(4) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

- ① T A C法に基づく太平洋クロマグロの漁獲管理に関する円滑な運用と支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 クロマグロの漁獲管理を適切かつ円滑に行うためには、沿岸漁業者の理解が重要であるため、漁業種類ごとの特性や魚群の来遊状況を十分考慮した漁獲枠の配分及び制度運用を図ること。
- 2 クロマグロ資源は増加傾向とされていることから、我が国の漁獲枠の増枠に向けて、国際委員会での交渉を強力に進めること。
- 3 漁獲枠を遵守するための休漁や再放流などにより、沿岸漁業者の経営への負担が増えていることから、十分な経営的支援を受けられるよう、支援策の更なる充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- 太平洋クロマグロについては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（いわゆるT A C法）に基づく数量管理が行われていることから、沿岸漁業者の経営に影響が出ている。

漁業者からは、小型魚の漁獲枠の配分増加、来遊状況による留保枠の柔軟な対応、国際交渉における漁獲枠の増加、共済制度の拡充では補てんできない収入分への支援の充実等の要望が出されている。

1について

- 沿岸の小型魚の保護に取り組んでいる本県の漁業者は、小型魚の保護に伴って増える沖合の大型魚を漁獲できない者も多く、規制を受ける者と受益者とが異なっている。

また、小型のクロマグロの来遊を待って操業している本県沿岸漁業では、黒潮の影響等で大きく変化する来遊状況によって漁獲が左右されるが、来遊が多い年に漁獲枠を追加配分するなどの柔軟な制度運用が十分には図られていない。

2について

- 太平洋クロマグロの親魚資源量は2010年に底を打って以降、ゆっくりと回復しているとされており、漁業者は増枠を望んでいる。
我が国は、国際委員会において認められた漁獲枠の増枠を検討できる条件（暫定回復目標の達成確率が75%を上回ること）を満たす状況となったことから、昨年12月に開催された国際委員会で漁獲枠の増枠を提案したが認められなかった。

3について

- 沿岸漁業者は、漁獲枠の遵守のため、休漁や再放流による漁業操業の中断によって収入の機会を逸失していることに加え、資源が回復傾向にある中で再放流等の労力が増加するなど負担が増えているにもかかわらず、十分な支援を受けられていない。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(4) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省
千葉県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

②サンマ・サバなどの国際漁業資源の管理強化

【具体的な提案・要望内容】

国際漁業資源であるサンマ、サバ類及びカツオは、本県の水産業にとって最も重要な魚種であるが、公海等での外国漁船の漁獲量の増加による影響が懸念されている。このため、関係国間で協議を進め、持続的利用を確保するために必要な、科学的根拠に基づく資源管理の強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 我が国周辺から外国の水域、公海域に広く分布・回遊する国際漁業資源であるサンマ、サバ類及びカツオは、本県漁業の最も重要な漁獲対象種であり、水揚げされた魚は県内はもとより、全国の消費者に供給されるとともに、本県の水産加工業や観光業等の振興に大きく貢献している。
- これらの魚種については、我が国の排他的経済水域に隣接する公海等での外国漁船による漁獲量が増加していることなどから、資源への悪影響が懸念されているため、我が国を含む関係国で構成される北太平洋漁業委員会等において資源管理の検討がなされているが、関係国との認識の差により資源管理の強化措置について合意が得られていない状況にある。
- 本県においては、漁業経営が厳しさを増している中、
 - ・ サンマの漁獲量は、平成27年以降4年連続で低調に推移している。
 - ・ カツオの漁獲量は、平成23年以降1,000トンを下回り、その後は極めて低調に推移している。サバ類の漁獲量は、関係漁業者による資源管理の取組により、平成2～4年の数千トンから近年は3～5万トンと、増加傾向にあることから、この状態を安定させていくことが必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

首都圏中央連絡自動車道の建設推進

【具体的な提案・要望内容】

1 大栄から横芝間の早期完成

大栄から横芝間については、令和6年度の開通に向け、確実に事業を進めること。

2 4車線化の整備推進

県境から大栄間の4車線化については、令和6年度までの供用に向け、確実に事業を進めること。また、横芝・木更津東間については、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させること。

3 インターチェンジ等の早期整備

圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与する(仮称)かずさインターチェンジの早期整備を図るとともに、圏央道のストック効果を最大限発揮させるため、インターチェンジへのアクセス道路が確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。また、休憩施設の設置について早期に計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)は、首都圏全体の交通の円滑化を図り、首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、地方創生と地域経済の活性化を実現するとともに、国際競争力の強化や国土強靱化を図る上で、極めて重要な道路である。
- 圏央道は、全延長約300kmのうち約9割が開通しており、県内の観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間95kmのうち、約8割にあたる76kmが開通しており、残る大栄から横芝間については、令和6年度の開通を目指し、平成30年3月には本体工事に着手するなど、確実に事業が進められているところである。大栄・横芝間には、(仮称)(主)成田小見川鹿島港線インターチェンジ及び(仮称)国道296号インターチ

ェンジの設置が計画されており、圏央道の整備によるストック効果を県内においても最大限発揮させるとともに、地域の活性化を図るためには、大栄から横芝間の一日も早い開通が不可欠である。

- 本県の圏央道の大部分の区間が暫定2車線で開通しており、対面交通の安全性や走行性、大規模災害時の対応などに課題があり、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るためにも、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させることが必要である。
- インターチェンジ及びインターチェンジのアクセス道路については、圏央道の全線開通や4車線化に伴う効果を県内に波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。
- 圏央道県内区間の休憩施設は高滝湖パーキングエリア1箇所のみであり、高速道路を安全で快適に利用するためにも、快適な休憩スペースを適切に配置する必要がある。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(2) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国道464号の全線の直轄編入を図ること。
- 2 西側区間（小室IC以西）は、専用部と一般部の併設構造とし、専用部については直轄事業と有料事業の合併施行の計画として、早期事業化を図ること。
- 3 東側区間は、早期開通に向け十分な予算を確保するとともに、直轄施工区間については、引き続き4車線での整備を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、沿線にある千葉ニュータウン、成田ニュータウンを連絡する道路である国道464号北千葉道路は、国際競争力の強化や周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における緊急輸送道路の確保等に寄与し、地方創生と国土強靱化を実現する、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。
- 現在、全体区間約43kmのうち、約30kmが供用済みである。小室インターチェンジ以西の西側区間約15kmは、国、県、及び高速道路会社で組織される「千葉県道路協議会」において、自動車専用道路については、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認され、平成30年1月からは、国の協力を得ながら、都市計画・環境アセスメントの手続きを進めており、平成30年12月に環境影響評価方法書の手続きが完了し、平成31年1月からは、準備書の作成に向けた現地調査に着手したところである。
- 東側区間の成田市船形から押畑間約3.8kmが平成31年3月3日に開通（暫定2車線）し、残る成田市押畑から大山間約3.7kmについては、県において工事を推進しているところである。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(3) 第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの 早期具体化

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの早期
具体化

【具体的な提案・要望内容】

千葉県湾岸地域における広範囲で慢性的な交通混雑の解消に寄与するとともに、今後の交通需要の増大に対応し、本県のポテンシャルを十分に発揮するため、第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークについて早期に計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 本県湾岸地域は、京葉道路や国道357号をはじめとする幹線道路で交通量が多く、大型車混入率も高いことから広範囲に渡り慢性的な渋滞が発生しており、交通の円滑化が喫緊の課題となっている。さらに、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等に伴う交通需要の増大が見込まれているところである。
- 第二東京湾岸道路を軸とした道路ネットワークは、湾岸地域において広範囲にわたる慢性的な交通混雑の解消などに寄与するとともに、地域の活性化や生産性の向上を図り、本県のポテンシャルを十分に発揮するうえで重要である。
- 平成31年3月28日には、新たに、「千葉県湾岸地区道路検討会」が設立され、規格の高い新たな道路ネットワークの計画の具体化に向けた検討が進められているところである。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(4) 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 東京外かく環状道路の建設推進

(1) 東京外かく環状道路の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、外環道を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。

(2) 外環道の開通に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努め、地方が行う本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実に推進するため、予算の確保を図ること。

2 富津館山道路等の4車線化

(1) 南房総地域の交流や連携の強化を図るため、富津館山道路の早期4車線化を図ること。

(2) 富津館山道路の終点部である富浦インターチェンジから館山市内までの国道127号については、ボトルネックとなっている館富トンネルの4車線化等の機能強化を図ること。

3 京葉道路の渋滞対策の推進

渋滞の著しい京葉道路については、車線運用の見直しによる対策工事を早期に完成させるとともに、貝塚トンネル付近の車線追加による抜本的な対策について、早期に計画を具体化し、工事に着手すること。

4 東京湾岸道路の整備推進

(1) 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体、舞浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進すること。

(2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。

5 国道16号千葉柏道路の早期具体化

国道16号の渋滞緩和、県北西部の交通の円滑化による生産性の向上や経済の好循環を図るため、国道16号千葉柏道路の計画の早期具体化を図ること。

6 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備促進

銚子連絡道路や長生グリーンライン、千葉東沿岸地域を結ぶ地域高規格道路等をはじめとする広域的な幹線道路から各地域にアクセスする道路の整備を推進するため、予算の確保を図ること。

7 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

重要物流道路及びその代替・補完路の事業中・計画中を含めた今後の指定にあたり、地方の意見を十分に反映するとともに、これらに該当する地方管理道路において、機能強化及び整備促進のための支援や必要な財源を確保すること。

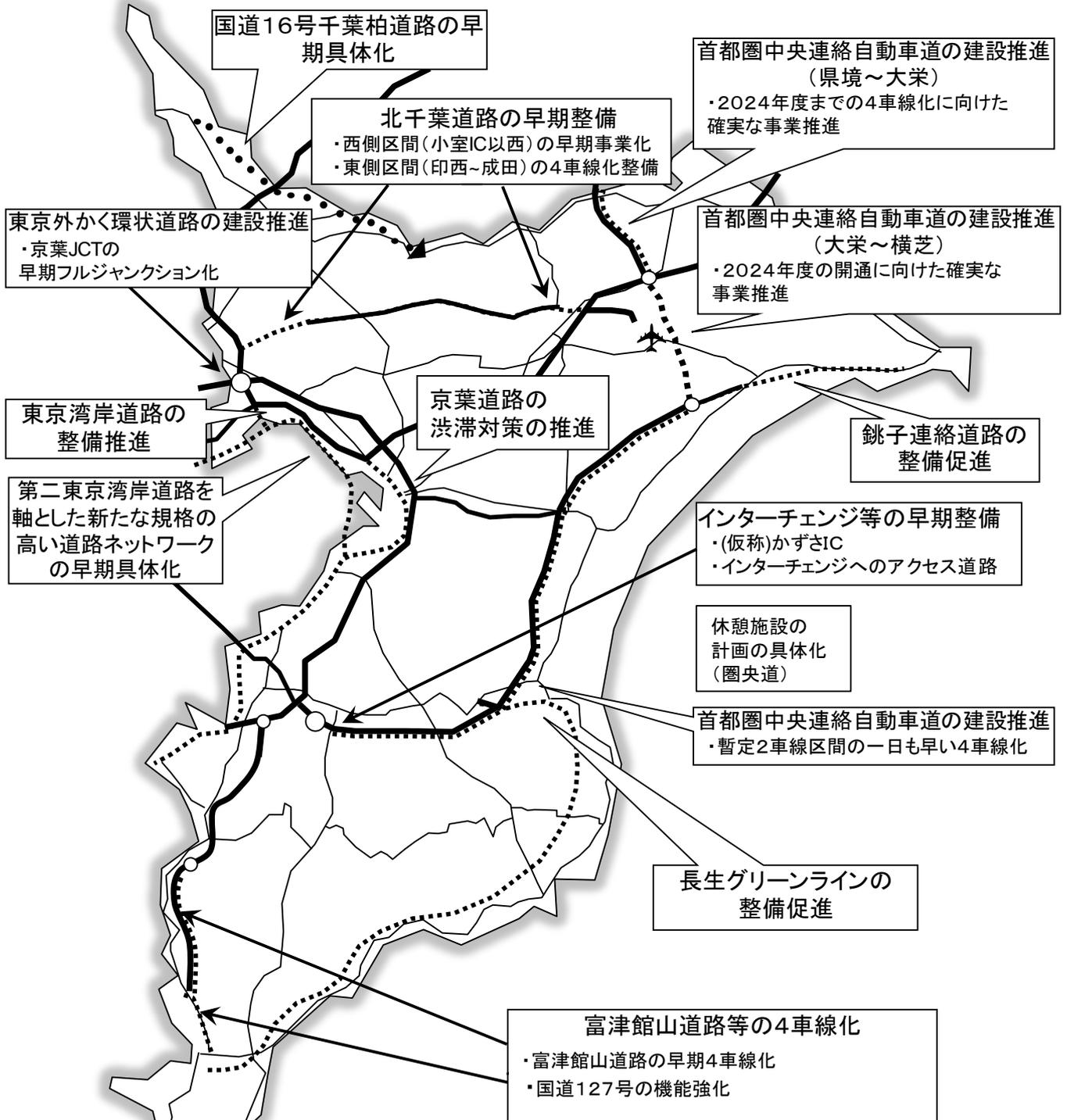
【直面している課題・背景】

- 県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靱化を実現するため、地域の交流と連携を支える高規格幹線道路等の広域的な幹線道路ネットワークを形成する道路の整備に努めるとともに、これらの整備効果を県内全域に波及させるため、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路や各地域へアクセスする道路の整備を進めているところである。
- 東京外かく環状道路と京葉道路を接続する、京葉ジャンクションが未完成であり、早期にフルジャンクション化を実現する必要がある。また、東名高速道路から湾岸道路間については、ルート等が未定であるため、計画の早期具体化が必要である。
- 富津館山道路は、対面交通の2車線区間であるため、観光シーズンや休日等において渋滞が頻発しており、現在、進められている館山自動車道の4車線化により、交通量の増加が見込まれ、さらなる渋滞が懸念される。また、切迫する巨大地震、激甚化する気象災害等に対応するためにも、緊急輸送道路としての機能強化が必要不可欠である。
- 京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所が特定され、車線運用の見直しや車線追加による交通容量拡大といった拡大案が示されている。については、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、早期に計画を具体化し、工事に着手する必要がある。
- 湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道357号において、渋滞緩和を目的に交差点改良等が進められているが、いまだ渋滞は解消さ

れておらず、市川市域における塩浜立体や、船橋市域の渋滞対策を進めるとともに東京湾岸道路（千葉地区専用部）の計画の具体化を図る必要がある。また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ヶ浦市から木更津市間などについて計画の早期具体化を図る必要がある。

- 東葛飾地域と千葉市内及び東京湾臨海部を連結する国道16号は、沿線に工業団地や大型物流施設、商業施設が数多く立地しており、大型車混入率も高く、柏市呼塚交差点をはじめ、多くの交差点で著しい交通渋滞が発生するなど、全国でも最も混雑している道路の一つであり、交通の円滑化が喫緊の課題となっている。国道16号千葉柏道路は、県北西部の広域的な道路ネットワークを構築し、国道16号の渋滞緩和はもとより、交通円滑化による生産性の向上や経済に好循環をもたらすストック効果の発現など、県北西部のさらなる発展に大きく寄与するものと考えられることから、計画の早期具体化が必要である。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として、指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度が創設された。平成31年4月には、供用中の道路（千葉県分：重要物流道路762km、代替・補完路574km）が指定されたところである。今後は、事業中・計画中を含めて重要物流道路の指定を行う予定とされている。

高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

10 活力ある県土の基盤づくり

(5) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【提案・要望事項名】

千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 港湾計画に基づく埠頭再編に必要な直轄事業施設について、整備を促進すること。
- 2 地域防災力強化及び被災による県内経済活動への影響を最小限とするため、耐震強化岸壁（緊急物資輸送用・幹線貨物輸送用）の整備を促進すること。
- 3 その他の埠頭再編に伴う整備に必要な予算を十分確保すること。

【直面している課題・背景】

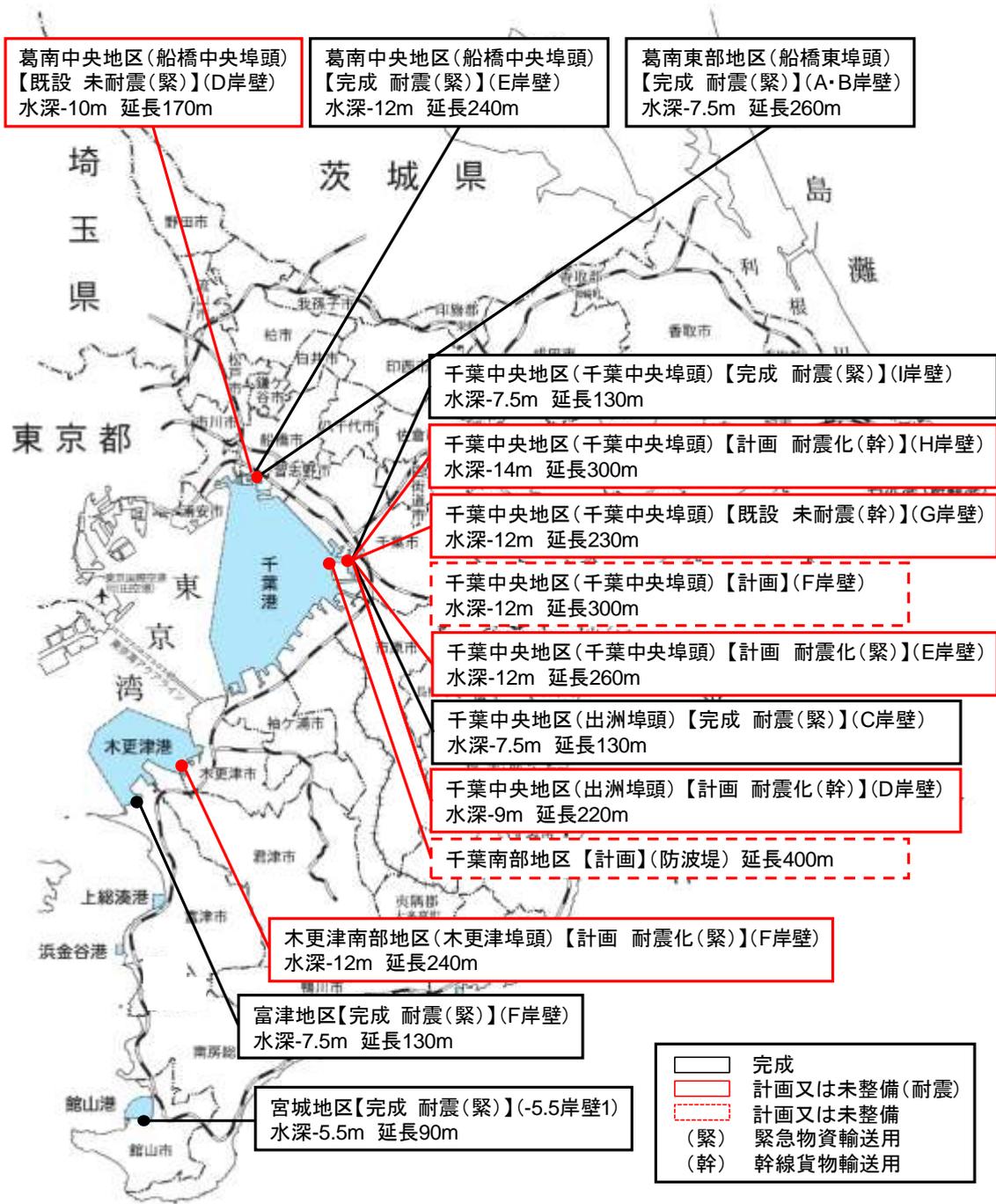
- 千葉中央地区では、コンテナ、完成自動車、一般貨物、RORO 貨物を扱っているが、各船舶が利用する岸壁や荷捌き地の配置が混在しており、非効率な荷役が行われている。
- 船舶の大型化も進んでおり、隣接する岸壁にはみ出て係留するなどバース延長の不足が問題となっており、大型化する船舶に対応したバース延長や水深の確保が必要となっている。
- また、現状のコンテナ取扱量に対し、年間取扱能力の上限に達している状況からコンテナターミナルのヤードが不足しており、コンテナ専用のシャーシ置場のバンプールなどが物揚場背後を利用せざるをえない状況にある。
- これらの問題や課題を解消するための埠頭再編に向けて、平成30年11月に千葉港港湾計画改訂を行い、事業化に向けた調整を関係機関や利用者とすでに実施しているところである。
- 埠頭再編において、計画に位置付けられている港湾施設のうち、港湾法に基づき国で施工することが可能な施設については、国による早期整備を求めらるものである。

- さらに、首都直下地震等の切迫性が指摘されている中、特に膨大な人口を抱える首都圏では、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する「耐震強化岸壁」の整備が急務であり、本県では、千葉港に耐震強化岸壁10バース、木更津港では耐震強化岸壁2バースが位置付けられている。
- 千葉港及び木更津港の耐震強化岸壁12バースのうち、6バースが未整備であり、切迫する大規模地震の被災による経済活動等への影響を最小限とするため、直轄事業施設として早急な整備を求めるものである。
- その他、埠頭再編に関連する施設整備においても、直轄事業施設の整備と同時に進めていく必要があることから、それらに必要な予算の確保も求めるものである。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容



【参考】 県内港湾における直轄化事業の整備状況



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(6) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

①地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 都市部や観光地における交通渋滞の改善、成田空港をはじめとする国際的な拠点などへのアクセス向上や救急医療機関への移動時間の短縮等に資する道路の整備を推進するため、予算の確保を図ること。
- 2 通学路における児童等の安全を確保するとともに、子どもや高齢者、障がい者など誰もが安全に安心して通行できるよう利用者の視点に立った歩道の整備や自転車走行環境の改善、ガードレール・ポールの設置を含めた交差点改良等の交通安全対策について、安定的な予算の確保を図ること。
- 3 道路施設の老朽化対策予算の確保を図るとともに、効果的・効率的な点検を実施するため、点検に関する新技術の開発などを推進すること。

【直面している課題・背景】

- 圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークが着実に整備される中、この整備効果を県内各地に波及させる、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどのアクセス道路や、地域に密着した道路の整備を進める必要がある。
また、都市部や観光地における交通渋滞の改善、成田空港や千葉港等へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮などが喫緊の課題となっていることから、必要な道路を整備することなどにより、交通円滑化による生産性の向上や経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要である。
- 通学路の緊急点検の結果を踏まえた安全の確保や、多発する幼い子どもが巻き込まれる事故への対策、高齢者や障がい者に配慮した対策など、万一、交通事故が起きた場合でも被害を最小限にとどめるための交通安全環境の改善に向けた取組も急務となっている。
- 高度経済成長期に建設された道路施設の老朽化対策については、国土強靱化の実現に向け緊急に対応していく必要がある。道路施設の老朽化が進む中、施設ごとに長寿命化修繕計画を策定し、点検→診断→措置→記録のメンテナンスサイクルの確立に取り組んでいるところであるが、厳しい財政状況や技術者不足の中、効果的・効率的な点検を行うための新技術の開発などが必要である。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(6) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

②連続立体交差事業の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 連続立体交差事業の計画的かつ円滑な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2 連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、計画的かつ集中的な関連街路等の整備に向けた交付金の重点配分対象化もしくは個別補助制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県では、新京成線新鎌ヶ谷駅付近、東武野田線野田市駅付近において連続立体交差事業を進めているところである。
- 新京成線については令和元年度、東武野田線については令和5年度までの高架化を予定しており、今後、工事の最盛期・本格化が控えていることから事業費を継続的に確保していくことが課題となっている。
- 令和元年度より、連続立体交差事業等について、計画的かつ集中的な支援を実施するため、個別補助制度が創設されたことから、必要な予算を確実に確保し、今後も計画的かつ円滑な事業推進を図る必要がある。
- 連続立体交差事業は、交通渋滞の緩和や踏切の危険性、市街地の分断等を解消する、市街地整備の骨格をなす重要な事業であり、ストック効果を最大限発揮するためには事業に関連する街路整備も必要であるが予算の確保に苦慮している。

【参考：県内連続立体交差事業】

- ア 新京成線連続立体交差事業（鎌ヶ谷市）
 - ・事業区間 新京成線（鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅間）
 - ・事業延長 3, 257 m
 - ・供用予定 令和元年度高架切替予定
 - ・除去踏切数 12箇所
 - ・高架化される駅 初富駅、新鎌ヶ谷駅、北初富駅

- ・総事業費 約495億円
- イ 東武野田連続立体交差事業（野田市）
 - ・事業区間 東武野田線（清水公園駅～梅郷駅間）
 - ・事業延長 2,905m
 - ・供用予定 令和3～5年度高架化予定
 - ・除去踏切数 11箇所
 - ・高架化される駅 愛宕駅、野田市駅
 - ・総事業費 約353億円

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(6) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

③河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算確保を図るとともに、補助事業採択基準の引下げ、補助率増高等、費用負担の軽減を図ること。
- 2 水防上重要な堤防や護岸等の河川管理施設の点検、長寿命化計画策定及び維持修繕について、費用負担の軽減を図ること。

【直面している課題・背景】

- 県で管理している排水機場、水門等は、人口が集中する北西部に多く、初期に設置された施設は、既に耐用年数を超過している状況である。排水機場等に機能障害が生じた場合には、洪水や浸水等、甚大な被害が生じることから、維持管理及び更新を適正に実施する必要があるが、既に老朽化した施設が多いことから、今後、維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が概ね4億円以上である排水機場等を補助対象要件に、特定構造物改築事業として延命化事業を実施しているが、補助対象とならない比較的小規模な施設も多く、維持管理費の確保が課題となっている。
- 平成25年12月に河川法が一部改正され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化されたこと、法改正に伴い施行令が一部改正され、河川管理施設等の点検を適切な時期に目視によって行うこと等が明確化されたことなどから、施設の維持や点検等の河川管理を適切に実施する必要があるが、費用の確保が課題となっている。また、平成30年度から、補助対象とならない排水機場や護岸等の河川管理施設について、公共施設等適正管理推進事業債が拡充されている。しかしながら、交付税措置率が低いことや、長寿命化対策事業が対象となっているため長寿命化計画策定に係る費用の確保が課題となっている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(6) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部、農林水産部

【提案・要望事項名】

④利根川及び江戸川の治水対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 安全な県土の形成のため、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を進めるとともに、利根川下流部における河道掘削及び無堤区間の築堤工事を積極的に推進すること。
- 2 利根川河口部での津波対策及び印旛沼を調節池として活用した放水路について「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、必要となる整備を実施すること。

【直面している課題・背景】

- 平成27年9月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲の浸水、家屋の倒壊・流出など、甚大な被害が発生した。このことから、利根川と江戸川に接する千葉県にとって、堤防整備は喫緊の課題である。
- 利根川及び江戸川の直轄河川工事については、平成25年5月に国が策定（平成29年9月一部変更）した「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき堤防整備等を進めていくこととなる。
- 江戸川については、堤防の断面が不足している箇所があり、暫定堤防を完成堤防にしていくこととしているが、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の堤防整備の遅れが懸念される。
- 利根川については、下流部において流下能力を確保するため、河道掘削及び無堤区間における築堤工事を実施することとしているが、整備が完了するまで概ね20～30年の期間を要する見込みである。
- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策を順次進めているところである。しかし、利根川河口部においては、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に具体的な位置付けがなく、まだ対策が図られていない。
- 「利根川水系河川整備基本方針」には、「印旛沼を利根川の調節池として活用した放水路を整備する」とされているが、「河川整備計画」には、その

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(6) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

⑤社会資本の整備や老朽化対策等の推進

【具体的な提案・要望内容】

1 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。

特に「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」を踏まえ、大規模自然災害から生命・財産を守り、防災上必要である重要インフラ等の機能強化のための事業予算をより一層確保すること。

また、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、防災・減災・国土強靱化対策に必要な事業予算を継続的・計画的に確保すること。

2 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、公共施設等適正管理事業債など、制度をより一層拡充し、地方への財政支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

○ 千葉県ではこれまでの公共投資により、物流施設の立地など、民間の投資が拡大され、新たな雇用が創出されるなどのストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に広く県内へ波及させていくために必要な国県道や、安全安心な生活を支える河川や港湾、公園などの社会資本整備はいまだ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。

○ さらに、全国的に高度経済成長期に建設された道路、河川、港湾、公園、下水道などの社会資本の老朽化が急速に進んでいる中、千葉県においても、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕・更新から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところであるが、今後、計画の実現に向けて、老朽化対策に要する費用や維持管理費が大きく増大していくことが懸念される。

また、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」でも示されているとおり、豪雨、高潮、暴風、波浪、地震など近年頻発する大規模自然災害に備えた、防災・減災・国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(7) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

九十九里浜における侵食対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜全域（60km）の海岸保全施設の整備や養浜など侵食対策に対して、一層の推進のための予算の確保を図ること。

また、整備が広範囲にわたり、事業規模が大きいことから、国による直轄事業の必要性の検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 九十九里浜（60km）では、沿岸漂砂の減少等により海岸侵食が進み、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、防護・利用・環境の面で深刻な影響が出ている。
- 特に、南九十九里浜（片貝海岸（九十九里町）～一宮海岸（一宮町））では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。
- このため、平成21年に南九十九里浜沿岸の市町村等により「南九十九里浜保全対策協議会」が設立され、海岸侵食対策等について要望を実施してきたところである。
- 沿岸9市町村長などで構成する検討会議を開催し、関係者から意見を頂き、九十九里浜全域での侵食対策手法について検討を進めてきたところであるが、整備が広範囲にわたり、事業規模が大きい。

【参考：九十九里浜の侵食状況】



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(8) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充

提案・要望先 総務省、厚生労働省
県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充【新規】

【具体的な提案・要望内容】

水道事業の統合・広域連携の推進に向け、一定規模以上の事業者にとって統合についてのインセンティブをもたせることができるよう、生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択要件を緩和するなど、地方財政措置の拡充を講じること。

【直面している課題・背景】

- 水道法が昨年12月に改正され、都道府県は統合・広域連携の推進役として規定されたところであるが、都道府県において、水道事業の統合・広域連携を強く推進していくためには、関係する事業者が統合・広域連携による効果を広く享受できることが必要となる。
- このような中、生活基盤施設耐震化等交付金においては、広域化に伴い実施する施設整備事業に係る補助対象事業者が、「給水人口概ね10万人以下の統合先」に限定されている。
このため、現在、千葉県内で検討されている末端給水事業者の統合のうち、4事業者での統合を検討している地域があるが、統合元となる事業者は対象事業者とならない。さらに統合先となる1事業者では、給水人口が10万人を上回るため、管路の法定耐用年数経過比率が非常に高いにもかかわらず、交付金の対象事業者から外れてしまう。
- また、広域化に関する事業に係る地方財政措置については、令和元年度から、地方単独事業も対象とされたところである。これにより、これまで交付金事業の対象とならなかった一定規模以上の事業者も、広く統合効果を享受することが期待される。
しかしながら、広域化に関する事業については、広域化に伴い必要となる連絡管や集中監視設備の整備など、対象が限定されており、広域化と同時に実施する水道施設の更新や基幹管路の耐震化等は対象となっていない。

- このようなことから、大規模水道事業体においては、統合についてのインセンティブが働かず、協議が難航している状況である。
- ついては、水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業における対象事業体について、「給水人口概ね10万人以下の統合先」とする要件を撤廃する等、統合・広域連携に係る地財措置を拡充していただきたい。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(9) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省

千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

- ① J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び J R京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、J R東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 J R京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

【直面している課題・背景】

- J R京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。
- また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、競技会場や宿泊施設が集中する東京臨海部と幕張メッセ間の観客の輸送対策という観点からも、有効な手段である。
- しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互直通運転が実施されていない。
- また、J R京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があること、また、同時間帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないこと、などの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。

【参考】京葉線・りんかい線路線図



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり (9) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

②東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

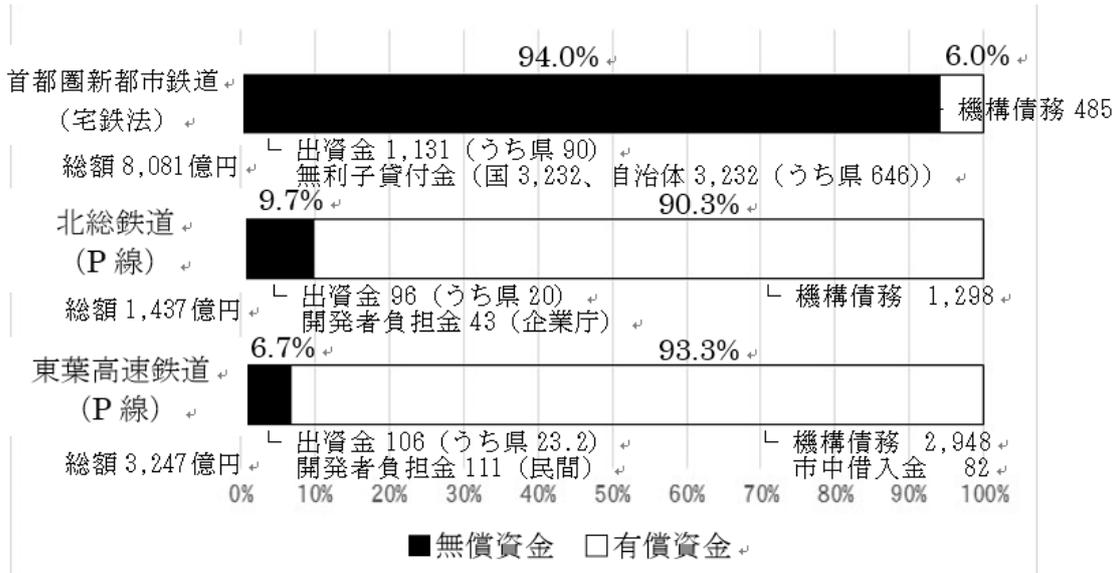
【具体的な提案・要望内容】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。
- このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用された建設費の大半が無償資金で充てられるような制度がなく、財政投融资等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。
- こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組みに努めてきた。
- しかしながら、両鉄道の経営は、依然として金利の動向に大きく左右されるなど、非常に脆弱な状態が続いており、会社の経営安定化を図るためには、機構に対する長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。

【参考：各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について】



令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり (9) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

③ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鉄道車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、新たなタイプのホームドアの早期実用化に向けて、研究開発や実証実験に対する支援の拡充を図ること。
- 2 ホームドアの整備に係る鉄道事業者の負担軽減のため支援の拡充を図ること。

【直面している課題・背景】

- 近年、鉄道駅のホームからの転落事故や、列車との接触事故が相次いで発生したため、国土交通省では、平成28年8月から「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を開催し、同年12月に転落防止対策を優先して実施すべき駅の考え方や、転落防止対策の進め方の方針を示したところである。また、その後も毎年度、フォローアップを実施し、取組状況を公表することで、鉄道事業者の積極的な取り組みを促している。
- こうした国の動きを受けて、鉄道事業者においてもホームドアの整備計画を策定する動きが広がっており、県内駅に関連するところでは、東京メトロが平成29年に、JR東日本が平成30年に今後の整備計画を公表している。
- 本県においても、平成25年度にホームドアに対する補助制度を創設し、平成30年度からは、国が優先的に整備することとしている、利用者10万人以上の駅以外についても、必要性の高い駅については補助対象とすることで、整備の促進を図っているところ。
- しかしながら、ホームドアの整備を進めていくにあたっては、設置費用が多額であることから経営の厳しい鉄道事業者にとっては重い負担となることや、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違への対応等の技術的な課題も解決する必要がある、さらに今後、鉄道事業者の整備駅数が増加していくことに対応して、国として、鉄道事業者に財政支援をするために必要な、予算の拡充を図ることが求められる。

令和2年度国の施策に対する重点提案・要望

1.1 地方分権の推進

提案・要望先 内閣府、総務省、財務省
千葉県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方分権改革を推進するため、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方が必要とする事務・権限及び税財源の一体的な移譲とともに、「従うべき基準」の原則廃止を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- 2 地方分権改革を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、対象を拡充する等、制度の見直しを行い、地方の発意に根差した提案の実現に向け積極的に取り組むこと。
- 3 国・地方の税財源配分のあり方を見直し、地方税源の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。
- 5 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を見直した上で、地方への税源及び権限の移譲を中心とした改革を進めること。

【直面している課題・背景】

- 地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで、地方に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、様々な取組が行われてきたが、同時に地域が抱える課題も多様化・複雑化している。

個々の地域課題について、地域が自らの発想と創意工夫により、それぞれの実情に応じた解決を図るためには、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方分権改革を更に推進していくことが不可欠である。

「提案募集方式」については、地方からの提案総数の約4割が検討対象外とされているが、地方分権改革における国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点から、一律に具体的な支障を求めないことなどの制度拡充を始めとした、制度の見直しを行っていく必要がある。

- 地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等が行われていないことから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消すべきである。

【参考1：平成30年の地方からの提案と検討区分別の状況（提案募集）】

○ **平成30年の提案総数：319件** (H29：311件)

(内訳)

(参考：H29)

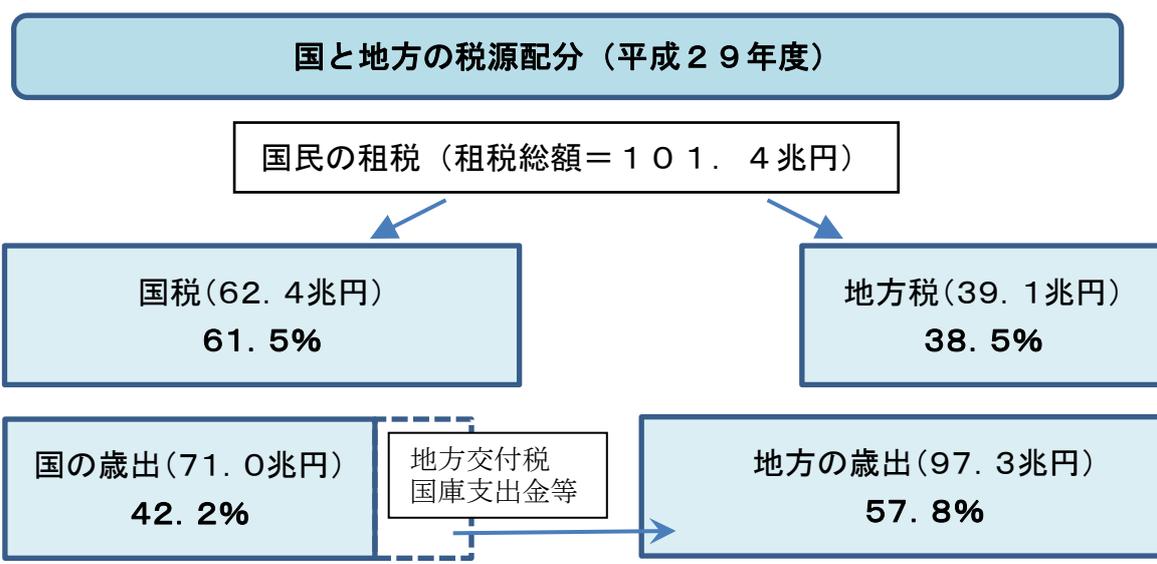
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	188件	319件	210件
重点事項(フォローアップ案件含む)(※)	51事項		51事項
重点事項と位置付けられた提案	75件		96件
関係府省における予算編成過程での検討を 求める提案	15件		28件
その他	116件		73件
提案団体から改めて支障事例等が具体的に 示された場合等に調整の対象とする提案	101件		57件
提案募集の対象外である提案(※※)	15件		16件

※ 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件
 ※※ 提案募集の対象外である提案については、できる限り関連部局での対応を依頼

3

地方からの提案総数（319件）に対して内閣府が調整を行う提案（予算編成過程での検討を求める提案を含む）とされなかった提案（116件）の割合は約4割を占める。

【参考2：国と地方の税源配分（平成29年度）】



国と地方の税収（国6：地方4）と歳出規模（国4：地方6）の比率は逆転しており、地方が担うべき事務権限に見合った税財源が配分されていない。

【参考】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 の成功及び本県の更なる発展に向けた要望事項について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、国や世代、文化を越えた交流を通じて、日本を夢や希望に溢れた社会にする絶好の機会である。

競技会場となる幕張メッセや一宮町釣ヶ崎海岸、さらには空の表玄関・成田国際空港を有する本県としても、増大する交通需要に適切に対応し、世界最高水準の安心・安全な都市環境を提供するとともに、観光やMICE等による経済の活性化により、首都圏全体の魅力の向上と経済発展に貢献することが重要であると考えている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功及び本県の更なる発展に向けて、次の事項を要望しているところである。

重点提案・要望事項		ページ
I 危機管理・安全対策		
1 (1) ①地震・津波対策に係る財政支援等		P1
2 (1) 治安基盤の強化		P21
2 (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現		P23
II 成田国際空港の利便性向上、交通ネットワーク・アクセスの強化		
7 (1) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上		P61
10(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進		P95
10(2) 北千葉道路の早期整備		P97
10(4) 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実		P99
10(9) ① J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び J R 京葉線の輸送力増強		P117
III バリアフリー化の促進		
10(9) ③ホームドアの整備による転落防止対策の促進		P121
IV 外国人受入体制		
7 (2) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進		P65